

そこで今回の法案改正に当たりまして、こういった問題についてどのように反省をされ、検討を加えられてこの法案を提出されるに至ったか、この問題について冒頭お伺いいたします。

○國務大臣(田中龍夫君) たいま御指摘のごとくに、今日の日本のエネルギー問題、実にわが国家、民族の興亡にかかっていると申してもよろしいのでございますが、そのエネルギー問題の中で最も安定いたし、同時にまた国産のエネルギー源といたしまして、まず石炭の問題がいかに重要であるか、申し上げるまでもない次第でございます。

かような貴重な国内資源に對しまして、われわれはこれをあくまでもベースにおきましてエネルギー問題を考えなきゃならぬことは当然でございますが、国内の石炭につきましては、保安の確保なりあるいはまた公害の防止を前提といたしまして現在の生産規模二千万トンというものを長期的にこれをあくまでも維持しなければならぬ。また第二には、海外のエネルギー源の多様化を図ってまいらなければならぬためにも、同時にまた海外石炭の開発輸入というものをさらに進めてまいりたい。それから石炭の利用技術等の研究開発を促進してまいり。なおまたこれらの施策と並行いたしまして、石炭火力の開発を進めることによりまして、石炭需要の安定的な確保に努めてまいりたい。

まあ以上のようなことが、事石炭に關しまする國家の最も根本的な方針である、かように存ずる次第でございます。

○對馬孝且君 大臣、これからの方向ということではいま四つの柱を訴えられましたが、それはそれなりに、これから私の意見を申し上げたいと思ふんですが、私が冒頭お聞きしているのは、石油依存中心主義のエネルギー政策は今日結果的に失敗したではないか。いま石炭をもう一回見直さなければならぬという段階を迎えているという時点に立つて、通産省はどういう反省を求めているのかということをお尋ねしているわけ

す。その点をひとつきちんとしてもらわぬと。今後の方向はそれなりにわかりますけれどもね。

○國務大臣(田中龍夫君) たいま御指摘のごとくに、油に過度に依存し過ぎたという問題もさることでございますが、これも今日の反省といたしまして申されますけれども、同時にまた躍進に躍進を遂げました過去三十年間の日本経済のことに高度成長というものを踏まええた場合には、これまたやむを得なかつたとも申し得るだろうと存じますが、しかしながらこれらの問題が、御案内のとおり燃料としての、エネルギー源としての石炭だけでなく、かつては非常にわれわれが真剣に考えました原料としてのコークス、ケミカルというふうな問題まで、すっかりペトロケミカルに置きかえられてしまったというようなことも私どもは真剣に反省しなきゃならぬと、こういうふうにごさえて思っております。

○對馬孝且君 通産省の責任者として、この法案を改正するに際して、やっぱり私は危機感をまだ持っていないと思う。そういう認識だから、今日の法案の提案の仕方でも合理化臨時措置法の部分改正と、抜本的な石炭法案の見直しという段階に至っていないと、こういうことを私は指摘をせざるを得ないんですよ。私は端的に言つて、どんなこと言つたつてね、大臣、今日油が石油からほかの代替エネルギーに転換せざるを得ないという状態にきたという事は、これは自民党のやっぱり石炭政策の失敗じゃないですか、これは。六百の山をつぶし、三十万の労働者をあなた社会に放り出して、そして産炭地は崩壊の一途をたどつてきたという現実、どんなこと言つたつてこれは失敗じゃないですか、やっぱり。そういうものを踏まえて、私は今後の石炭政策はどうあるべきかというところに立たない限り、石炭の政策は再び失敗をするというところははっきりしておきたいと思ふ。この点が一点であります。

そこで第二の問題であります、これからの石炭の基本認識につきまして、ちよつと大臣に考え方を伺いたいんですが、昨年の六月二

十八日、二十九日にIEA会議、国際エネルギー機関の石炭専門会議の中で検討されました。これには三つの分析をされております。

第一は、一九八〇年代後半において世界の石油の限界点が到来をしている。これ第一でありまして、第二の問題は、原子力開発は計画どおり進んでいない、安全性の問題を含めて、より見通しとしては非常に困難である、これが第二の結論であります。第三は新エネルギーの、代替エネルギーの技術問題については一九九〇年代において大規模なエネルギー源となり得ることは非常に期待は困難である。こういう分析のもとにIEA会議におきまして石炭専門会議においては、つまり石炭の再評価をしなければならぬ時代である、このような結論を方向として示しているわけでありまして、これに對しまして、日本政府としてIEA会議に對してこれほどまで石炭の再評価、見直しの方向を打ち出しているということについて、この問題に對してどのような考え方を持っているか、これをお伺いします。

○國務大臣(田中龍夫君) 冒頭申し上げましたように、日本といたしましていろいろ問題があり、また安定性を欠く他のエネルギー源に引きかえまして、今後われわれが石炭を反省し、見直さなければならぬという問題に對しましては、石油との競争において石炭が経済的にも対抗し得ることを目標といたしましてのあらゆる私は施策を講じなきゃならぬ、かようにさえて存じておる次第でございます。この点は非常にむずかしい、また困難な問題ではございますけれども、これだけの真剣な覚悟をもって石炭政策を遂行しよう、かような決意のもとに御審議を賜つておる次第でございます。

○對馬孝且君 一応IEA会議の結論の上に立つて、石炭重点の見直しを考へてまいりたいという方向をいま通産大臣は明らかにされました。それで、私はこの間の四日の予算委員会で福田総理に石炭問題の基本についてお尋ねをいたしました。これによりまして、関係関係会議の中でも

鳩山外務大臣、福田総理大臣から、今日の石炭政策をどうしてもやっぱり見直す必要がある、したがって石炭政策を見直すためには、石炭火力の発電を重点にして石炭政策の見直しをいたしてまいりたい、これが総理大臣の私に對する石炭政策の基本的な回答でございます。こういう意味で国内資源の活用というものを原点にいたしまして、基本方針に立つた場合につきましては総理大臣が私に答えておられますが、そういう基本方針という問題について、石炭政策をどのような方向で前向きに進めていくのかという、大臣のひとつ考え方をここで再確認をいたしてまいりたいと思ひます。

○國務大臣(田中龍夫君) この問題につきましては、御案内のとおり五十年の七月の石炭鉱業審議会からすでに答申が出されておるわけでございます。総合エネルギー政策の最もベースになり、重要な一環であります石炭に對しましては、石油への過度の依存から脱却して、そして貴重な国内資源に對しまして、先ほど申しましたような諸点に對しましてわれわれは今後このエネルギー源として石炭、同時にまたそれが確保のため諸施策というものを総合的に推進していく、かような次第でございます。

○對馬孝且君 いま確認の意味で私は申し上げているので、総理大臣と同様なら同様の答えていいんであつて、解説は要らないんですよ。総理大臣お答えの考え方で、私は決意を進めていきますというところだけで結構なんです、それをいま再確認しているわけですが、その点どうですか。

○國務大臣(田中龍夫君) 総理の御答弁のとおりでございます。

○對馬孝且君 そこで、政府は去る三月五日の総合エネルギー対策推進関係会議におきましてエネルギー計画の全般の、つまり総合エネルギー政策の基本につきまして六十五年度を目標にいたしまして改定をせざるを得ない、再改定をせざるを得ないという、これはつまり私に言わせれば二年足らずで総合エネルギー政策の改定をしなければなら

らない、この状態をこの間総理大臣もお認めになりました。そういう点で、この二年足らずで総合エネルギー政策を改定しなければならぬということになります、つまり総合エネルギーの柱を改定するわけですから、したがって石炭政策の見直しということについても改定をせざるを得ないのではないかと、こういう考え方になるわけでありまして、この点ひとつお伺いをしたいというふうに思っています。

○政府委員(橋本利一君) たいま御指摘のように、せんだつてのエネルギー対策推進関係会議で、エネルギーの六十年における需給バランスの見直しをするということが確認されたわけでございます。この趣旨は、御承知のとおり一昨年の八月の総合エネルギー調査会の答申は、いわゆる官民の努力目標として設定されたものであったわけでございますが、その後の情勢を見てまいりますと、石油にかわるべきエネルギーとして期待されておりました原子力開発が必ずしも順調に進んでおらない。またそれ以上に石油に対する、当面あるいは中、長期的な見通しをいたしまして、きわめて供給不安定な情勢にあるといったようなところから現実即した需給バランスを見直そう、それから従って、整合性もあり実効性もある総合エネルギー政策を確立し、推進していこう、こういうこととなるわけでございますが、その際当然のことといたしまして、石炭についても新しい観点に立って見直しをするということにならうかと思えます。特に石油に対する過度の輸入依存を低減するために、国内資源を有効適切に活用していくという観点から見直しをいたしたいと思っております。

○対馬孝且君 長官からいま、まさしく総合エネルギー政策の再改定という基本に立つとするならば、石炭政策も見直さざるを得ないというふうにお答えですかといたします。

そこで、私はこの機会ですから当然お調べになつておると思いますが、西ドイツではいち早くエネルギー政策の見直しを行つておるわけですか。

これおわかりだと思つていますが、この三月に新しく西ドイツでエネルギー政策の方向が決まりました、その中で石炭政策の見直しとして百二十億の追加投資のうち、十二億マルクというものを石炭の重点対策として西ドイツのエネルギー省では決めた。すでに西ドイツでは今日のやっぱり総合エネルギー体制の見直しという段階でいち早く石炭の方向というのを実は出しておるわけですが、こういう意味では私は率直に申し上げたいのでありますが、日本は見直しということでは答申案は出ましたが、それすら今日のベースに乗っていない、こういう段階ですから、私はこの点でひとつ積極的に通産省は、これからの段階として政府としまして具体的に石炭政策の見直しということになりますと、どの点とどの点が力点とみなされていくのか、こういう点のひとつ考え方を示しを願いたい、こう思っています。

○政府委員(橋本利一君) 西独も総合エネルギー政策の見直しをしたということも承知いたしております。そのほかアメリカあるいはソ連等におきましても、石炭については増産の方向に持っていくという姿勢を示しておるわけでございます。その他の先進工業国におきましても、少なくとも現状程度の生産を維持しよう、こういう考え方に立つておるようでございます。

わが国におきまして、石炭についてどういう点で見直しをするかという御指摘でございますが、問題はやはり石炭需要の確保という点と石炭の供給の安定という二つの問題があるかと思つております。石炭需要の確保につきましては、特に一般炭につきましても、石炭火力を計画的に増設していく、そのためのいろいろな助成措置のほかに、技術的な検討もあわせて進めていく必要があるかと思つております。

それから、供給体制の問題といたしましては、現在稼行中のものの鉱命をできるだけ延長するよう努力するほかに、現在進めております国内炭開発可能性調査だとか、あるいは今国会に改正をお願いいたしております法案の中にある鉱区調整

の要件緩和といったような措置をあわせ講ずることによりまして、供給面からも確保いたしたい、かように考えておるわけでございます。

ただ、増産の可能性ということになりますと、これは日本における自然条件、立地条件といったものも勘案してまいらなければなりませんので、しかしいづれにせよ最低現在程度の生産規模は維持したい、そういった方向で実効ある措置を考えたい、かように考えておるわけでございます。

○対馬孝且君 いま幾つかの考え方が出されましたが、この機会にひとつ法案の関係もございまして、この機会にひとつ法案の関係もございまして、いま長官からありましたが、今回の閣僚会議の需給見直し、直接の動機などがございまして、予算措置を見ますと石油関税は二年間ということ措置をされておるわけですが、そこで昭和五十四年度から新たな財源ということになるわけでありまして、二年間ですから、そういった三、四年間の財源措置という中で、少なくとも五、三年の夏までには需給計画の見直しを早急に立て直さなければならぬ、こういう条件に突はなるだろうと私は思つておるわけでありまして、したがって、今回の法案それ自体も、これは当初あなた方が鉱業審議会で審議を尽くして、昨年の十二月の関係関係会議でその方向として決めましたのは、昭和六十二年、十年間の一応の展望というところから出ておるわけですが、六十二年です、十年間、財源措置は二年で法案は五年間延長と、これはちょっと、長期展望は十年間出しておいて、そうして法案は五年間だと、財源措置は二年だと、これで一体この石炭産業が安定の方向を見出したというところからいって、この点がどうもぼくは矛盾じゃないか、どうも一貫性がないんじゃないか、むしろ六十二年を展望したものであれば、六十年代に向けての法案の改正ということがあつてしかるべきじゃないか、財源措置も二年間ということもこれは問題がある、そういう一貫

性のない石炭政策というものについて、やっぱり相変わらず政府は確信を持ってないから、私に言わせればこういつたらちやらんぼらんような、財源と法案とがばらばらなようなか、こうで提案をされておるのではないかと、こういう気がいたしますので、この関係をひとつお答えを願いたいと思つております。

○政府委員(橋本利一君) いろいろの点があるわけでございますが、御承知のように石炭対策の財源は、原油関税を石炭石油対策特別会計に入れています、それから支出している、こういうことでございますが、この特別会計の財源問題につきまして今回の予算編成段階までいろいろと議論があつたわけでございます。われわれといたしましては、その財源不足を補うために諸般の方策を考えたいわけでございますが、結論的には関税の増徴によらざるを得ないということであつたわけでございますが、これにつきましても関税率審議会でもいろいろ御議論があり、かつまた石油業界からも率直に申し上げて非常に強い反対があつた。そういったところからやむを得ずキロリッター当たり百十円を増徴し、この二年間の間に抜本的なエネルギー財源の見直しをするといったような結果になつたわけでございます。そういった意味合いにおきまして、石炭会計の期間延長は二年ということになつたわけでございます。

一方、新しい改正をお願いいたしております法案について五年の延長という問題でございますが、これは何年にするかというところはまあいろいろあるわけでございますが、大体限時立法といたしましては五年程度のベースでやるのが通常のケースでございますので、従前の例によつたところからいって、この例によつたところからいって、現在総合エネルギー政策の見直しをやっておるわけでございますが、現在のスケジュールでは中間的には本年の夏ごろまでに一応の見直しを立てたい。五十三年度予算に合うものについては部分的にせよ実施に移したい。最終的には

先ほど先生御指摘になりましたように五十三年の夏までに上げまして、これで五十四年度からは完全実施の態勢に持っていきたい。そういうことから二年、五年といったようなことも出てきておるわけですが、いずれにいたしまして今回の総合エネルギー政策の見直しあるいは需給バランスの見直しの過程におきまして、実効性の高い、絵にかいたもちにならないような計画として再発足したい、かように考えておるわけでございます。

○対馬孝且君 一応のそういう評価といいますが、これからの取り組みという考え方はわかりましたが、ただ私が言いたいのは、これはかなり審議会で、私は意見を申し上げたことがあるんですが、まず十年間を展望するということについては、これはむしろ審議会の方がこだわったわけですよ。われわれはこういうエネルギー情勢が変化が起きているので、むしろ技術的な改正を、この際超長期の展望を立てるべきだ。まず超長期の展望を持った中で、中期展望としての範囲を石炭の需要拡大、エネルギー拡大の源として石炭を見直していくか。つまり、超長期の展望がないではないかと、こういうふうに指摘をいたしてまいりました。しかし出てきたのは六十年、十年間というところで、ロングランでプラン修正をしていくというロングラン修正でもって毎年石炭を見直しして手直しをしていきたい、こういうことがわれわれに出された答えですよ。

私は、そうであれば、これいままちよと長官はそんなこと言ってますが、法律は五年だと言っているけれども、実際に私に言わしてもらうならば、少なくとも十年間の中期展望、あるいは長期展望というものを見過して、どういう石炭政策であるべきなのかという考え方に立つとするならば、私が言わんとするのはあなたの方と違うんだが、単に現行法を部分改正するという考え方はなく、石炭政策の源をこの際本格的に法改正をして出てくるのが当然ではないか、このことを言っているんであって、この考え方についてどうなのか

と私は聞いているわけですよ。そんな部分的なことを言っているんじゃないんだ。
○政府委員(橋本利一君) 石炭にかかわりませずエネルギー全体の問題といたしまして、特にこれは長いリードタイムを必要とするわけでございます。そういう意味合いにおきまして、十年、二十年先を見て、それに対して現実はどう対処していくか、こういう持っていていかなければならぬかと思っております。それで、先ほどのお話の出ています昭和六十一年の需給バランスというのが、まず十年先まで見通して、そのうち前段の五年間に何をなすべきか、こういう詰まり方になろうかと思っております。

それからいま一つ、昨年の七月から暮れにかけてまして、資源エネルギー庁長官の私設の顧問会議といったような形で超長期のビジョン、これは一九八五年から二〇〇〇年に至るいわゆるエネルギーの谷間と申しますか、石炭の増産の限界が来るそれ以降、二十一世紀のエネルギーの谷間ある間はエネルギーの過渡期を克服すべきかといったきわめて長期の、言ってみれば四分の一世紀にわたる見通しをいたしたわけでございます。こういったものもやはり御指摘のように現実の石炭対策を考へる場合の、将来と申しますか、その長期的な展望、背景といったようなポジションを占めるものでございまして、この中で長期的展望を誤らないように、当面、現実の問題として五年間の行政を進めていく、かような関係になろうかと思っております。

○対馬孝且君 特にその点について、私はこういう機会に本格的な石炭の改正をすべきであるという主張をこの際明らかにしておきます。部分的な問題につきましてもこの機会に石炭見直しの源をこの際立て直す必要があるということだけひとつ明らかにしておきたいと思っております。
先ほど長官なり大臣から答えがあったのでありますが、新鉱開発という問題について明確にして

もらいたいと思うんです。なぜかと申しますと、新鉱開発という問題については、法改正の中では鉱区調整あるいは封鎖鉱区の解除その他を含めて開発という問題が、周辺鉱区の開発や新鉱開発という点も一応出されているんでありますが、私はやっぱり実際にこの二千万トン態勢という問題についてここでははっきりしておきたいんでありますが、われわれは少なくとも二千万トン以上ということ最大の課題として取り組むべきであるという主張をしているわけですよ。今日の段階では、今年度の実績としましては大体一千八百万トン台プラスちょっとですね。これも露頭炭の相当な見込みを立てておるわけですよ。大体露頭炭としては百二十万トンぐらいのペースということをこれから考へなければならぬと、こう考へるわけでありまして、そういう点から端を発しまして、やっぱり新鉱開発というものについてどのようにひとつ考へているのか、これ、まず冒頭お聞かせを願います。

○政府委員(島田春樹君) 今後の石炭政策の方向としてさきに大臣、長官申しましたように、国内炭の生産規模の維持というのが一番重要な課題になっております。そういう観点から考へました場合、一つには現有炭鉱の能力というものを維持していくということも必要でございますが、同時に他方、将来を考へますと、新鉱の開発という問題についても積極的に取り組む必要がある。ただこれにつきましてはすでに御案内のように、国内炭開発可能性調査ということで漸次調査を進めて検討を現在いたしておるといのが現在の段階でございます。

○対馬孝且君 調査の段階というだけじゃなく、この北海道で新鉱開発と目されるのは天北の開発、それから釧路炭田の開発、それと石狩炭田の開発とこうなるんですが、たとえば天北の開発を当てて考へますと、ただ調査した調査したと二年間調査費がつかまされたね。ただ調査をしていて調査だけで現有炭鉱は、既存の炭鉱は減ってきているわけだ。少なくとも新鉱開発を着炭するに

は夕張新炭鉱でも御存じのとおりだし、これは少なくともやっぱり着炭の準備に入ってから着炭するまでというのは五年かかるわけだ、露頭は別ですよ、私が言っているのは。そうすると、調査調査といたって二千万トン、現実に千八百万トン割っている。いまから調査じゃなくて、いまから新鉱開発に着手しなければこれから早くやったり、四、五年かかるんだから、着炭するまでに。どうもそういう対応の仕方が、何かこう見直しとか、言葉ではやるとか言っているが、やることと実態が違ふということ言っているが、やるんだ。さっぱり新鉱開発については進んでないでしょう。天北はどのようにやるのか。現実には天北で浜森という稚内市長が中心になって石炭開発の受け入れ体制はできているんだ、労働力はあるというし、林野庁の資源開発がいろいろのことと通産省おっしゃっているが、これは一応天北の開発についてはそんな理由はないんだ。そんなことは広漠たる原野の中で何も森林地帯に影響あるわけでもないし、こういう問題考へれば現実天北なんというものはそれは浅瀬ですから、それだけ深いボーリングをおろす必要もなければ、多少のボーリングが必要であったとしても、そういう点では本当にやる気があるならば、ことしあたり私は天北開発の青写真が出て、そうして具体的に着手していくという体制がなければ、私は二千万トン以上という体制になっていかないとはいないか、石炭部長、その点の明快なことをきちっと出してくださいよ。ただ調査しているだけじゃだめだ、三年前だって調査していると言ったんだから、あなた。

○政府委員(島田春樹君) いまお話しございましたように、今後新鉱の開発というのを考へた場合、いままでの調査の結果から見ましても、一番問題点の少ない地域というのは天北及び釧路西部地域であろうかというふうに考へておられます。私どももいたしたけれども、ただ、いまいろいろお話しございましたけれども、ここに本当にわれわれとして新鉱を具体的にやっていくというためには、やは

り一方で十分な準備が必要でございます。具体的にそれぞれの地域についてたとえば鋼路の場合、漁業権、水利権との調整というような問題もございますし、いま問題は比較的少ないではないかというお話ございましたけれども、やはり林野との関係等についても十分調整しなければいけない。また工業用地の確保とか、あるいは地域の開発計画との関係等々いろいろの問題につきましまして、実際に開発をやっていくために問題点というものを具体的にたずねていく必要があるかと思ひます。

私どもといたしましては、五十二年の予算におきまして、これらの地域について地元の人も入れまして具体的にその問題点を検討していく場をつくり、一つ一つ問題点というのを詰めていくということによって、今後の検討を進めるといふのがわれわれの考え方でございまして、そういうことがこうでさきに審議会でも指摘がありますように、新鉱の開発についての考え方は審議会でもうすでに答申も出ております。そういった考え方を踏まえまして、具体的に開発の検討を進めていくというふうな考えをおるわけですね。

○対馬孝且君 石炭部長、調査を進めてこれから取り組んでいきたいという段階ですが、私、この問題については積極的な意味でどうも具体的な施策がないようでありますので、提案したいと思ひます。これひとつ検討してもらいたいと思ひます。

私はこの段階にまいりますと、鉱区技術の労働力あらゆるものをやっばりトータルして、トータル体制をどういうふうにして新鉱開発でつくっていくかということが一番大事な点だと思ひます。そういう意味ではモデル的にこのパイロット的な炭鉱をひとつつくり上げてはどうか、天北なり、石狩炭田なり、釧路炭田なり、このパイロット的な方式を考えてみたらどうか、その場合、やれやれといったってこれは通産省ベース、政府ベースだけでなんばやれやれといったってだめだ、はつきり言つて、私は合理化事業団あたりがその場合出資をして、総合的なパイロット構想と

いうようなものを考えてやつていく、こういうよりな一歩進めてみたらどうかと考えるわけですよ。これは石炭イコールではないけれども、酪農のパイロットファームでないけれども、これは私も石炭長く携わつてわかるんだが、やっばりそういう視点に何らか踏み込んでいかないと、いつまでたつてもほくは新鉱開発に乗つていかないような気がする。そういう問題についてひとつ今後積極的に検討してもらいたいということが一つです。

もう一つは、鉱業審議会の中で出された第三セクターというやつ、これはやっばり幻なんだな、セクターというのは。共同開発で地域の地方自治体あるいは石炭のニューザー、もちろん政府の一部も入りますが、そういうものでこれからの共同開発というものを描いていくというのが答申の骨子になっていくのですが、これだつて幻ですよ、こんなもの。いま地方自治体の中でどれだけ金を出せるかといつたら、むしろ交付金をもらいたいといつていて、赤字でもつて大変で、第一、第二、第二交付金までつくつてくれという地方自治体の中で、石炭やるから金を出してくれなんて、だれが出すものがあるかという、これ実態ですよ。そういう意味でなくて、地方自治体の協力を得るといふのは別な面があると思うが、私は共同開発ということとは一体何だということをしきりしきりしない、このままただ絵に描いたようなもので、具体的に一体どういふことで、それじゃ新鉱開発というのとはつきりしてやらなければ困ると思ひます。

○政府委員(島田春樹君) 新鉱開発をどういふ形でやるかという点ですが、私もこんなふうな考えをおるわけですが、やはり大規模な新鉱開発というものをを行うためには、どうしても石炭の採掘に關して豊富な経験、技術というものを集める力ということが必要である。そういうものを結集する力というものが必要である。

それからもう一つの問題ですけれども、先ほど

申しましたように、これからの新鉱開発を考える地域というものを具体的に考えてみますと、やはりその地域でいろいろの問題がある。地域における産業あるいは地域住民との関係等につきましましていろいろの問題があるわけでございます。こういった問題との関係というのをどうやって調整していくかということ、またさらにはその開発をしていくに当たつて、いろいろの道路とか、雇用、住宅といったような問題、こういうものも考えていかなければいけない。そういうことも、そういう問題といたしまして、一番関係のあります関係者、それからさつき言いました豊富な経験、技術を持つていふそういう意味の関係者、そういうものがどういふような組み合わせで開発に参加していくか、あるいは開発に關係していくというのが一番いいだろうかということにならうかと思ひます。

で、いま私どもが検討したいと考えております。これからの検討の場におきましては、そういった関係者が有するそれぞれの何といふことです。機能あるいは開発の果たす影響等々、こういったものをその場で考えながら、どういふ開発のあり方が一番いいかということをおの場におきまして申しますか、具体的に構成といふか、考えていくというふうなことにするのが一番いいんではないかというふうな思ひつていられるわけですね。

○対馬孝且君 ちよつと石炭部長、もうちよつとやっばり突つ込んで新鉱開発を描いてみなければだめだと思ひますよ。まあ地域的な現象によつて違ひはあるが、たとえば天北にしろってみましよう。天北の最大の鉱区を所有しているのはあそこには三井、三菱があるけれども、三菱が一番多いわけですが、鉱区、数量としてはね。そうすると三菱がある、あそこには稚内市自治体がある、やっばり稚内の天北開発というのには直結して考へるならば、あそこでも掘る石炭はどこで使うのかという問題、大体いま北海道電力、北電は名寄あたり石炭火力をつくつて、稚内で掘つた天北開発の石

炭は名寄発電所でもって消費させよう、そうして道北一体の産業都市にあの電流を流し込もうじゃないか、こうなれば大体天北の開発は早期にやっばり可能である。特に旭川を中心にしての道北のこれからの開発のためには、どうしても稚内炭鉱、天北開発が必要であるというのがむしろ北海道電力側のこれからの十九年計画の中に入つておるわけですよ。こういうものを描いた場合に、それじゃ三菱が最大の鉱区を持つていふと、三菱という鉱業権者に天北を任せるとか、ずばり聞いて。そういうことでもいいのか。そうではないんだと、共同開発というんだから、三菱もあるが、いまも言ったようにわれわれとしては少なくともこれをやると思ふれば、いろいろの考え方はあるでしょうけれども、いまや私企業であれを開発するということは限界がある、そうしたなら思ひ切つてこの際天北開発というのにつては、つまり公団公社という考え方でちよつと整理をしていくことが一番すつきりしていいんじゃないかということをおるわけは考えておるわけですよ。

ところが、そういうものに対して、何かあなたはおわかつたようなわからないようなことを言つておるんだが、三菱の鉱区があると。それでいま北海道電力がその石炭を使おうと言つていふ。そういう場合に、共同開発というのには北海道電力と、三菱と、あるいはあなた方の合理化事業団と、そういうものが全部加わつてやるならやるといふ構想なんだというなら、これはまた一つの考え方はある。しかし、そういうものなのかどうかというのを、もう少しちよつとやっばり石炭政策を進めるなら、あなたビジョンを持つて、ただやる、行き当たりばつたりぶつかつてみましようというんじや、これは前に進まぬですよ、はつきり言つて。私はいま具体的に提起しているんだ、この問題について、具体的にほくはいましましやべつていんだ。

○政府委員(橋本利一君) 結果として、石炭部長が申し上げたと同じことになるかもしれないが、先ほど来お話が出ております国内炭の開発可

しょう。しかしこれだけではうまくない。もうやっぱり公的介入をする段階に来ているんじゃないか、公的介入とは一体何ぞや、現実にあつた千億、千二百億使ひ、これは石炭石油特別会計を使つておるんだから、国の金を使つておるんだから、その国の金を使つておるとすれば何らか公的な介入をせよという意味は、私が言っているように、これは経営体制もつながらなければならない、現行来ておる石炭は減量体制でいっただとしても、これからの石炭採掘はやっぱり公社、公団の方式で政府は検討すべきではないかと、こういうふうにか考へますがこの点はいかがですか。

○政府委員(島田春樹君) これからの開発については公社、公団方式で考へるべきではないかというお話でございますが、私考えておりますのは、これからの開発を行うとすれば、恐らく方式としては現在合理化案にあります未開発炭田の開発の方式でいくのが適当であろうかというふうに思ひます。

で、そういうふうでいくならば、計画的な開発というのは現在の体制でも行える。それからまた一番問題は資金の問題があるかと思ひます。これにつきましては、現在例の開発資金でございますが、これは二十年無利子という、現在の各種資金制度では最も有利な制度であるという、こういう制度を活用していくことによりまして、実際上今後の開発というのをやっけていき得るんじゃないだろうか、もちろん先ほど御指摘がありましたように、日本の場合いろいろ開発していくに当たっては問題がございますが、方式としてはこういうふうでいけるんじゃないかと、いうふうにか考へております。

○対馬孝且君 一応財源問題というの、これはもう日本の総合エネルギーの課題ですからね、ですから私を言わしめれば、昭和六十年を目標に原子力開発に約五十兆円の金がかかる、という言つておるわけだ、そういう五十兆円の金が、これはもちろん政府、民間を含めてそつだが、この間総合エネルギー調査会が出た方針案の

展望にもありますけれども、五十兆円が一説によつても六十兆円もかかると言つた、そんな六十兆円もかかるんなら、石炭にその十分の一かけたら一体どうなるんだと。十分の一財源があつたら日本の石炭資源というのはまだまだ、どんどん開発していけるんじゃないかと、より安定性が高いじゃないかという言ひは言えるんだけれども、これは別にかと、そういう言ひは言えぬわけでありませう、ともあれ、いま言つたそういう経営体制というものをこの段階で通産省としてでなくて、政府自身が検討する段階にきて、このことだけはこの機会にひとつ明らかにしておきたい、こう思ひます。

そこで一般炭と輸入炭との関係、これは現実には長官もちよつと答えになつてはいますが、このままですと私は昭和五十五年には約六千トンから七千トン、場合によっては八千トンぐらゐまでいくというあれですが、いざしにしても六十年には一億を超える外炭を入れるとかいふんです、そうでしょう。一億を超える外炭が六十年に入つてくることになるなら、これは大変なことだと思ふんだな、やっぱり、まず、国内資源開発を優先して、足りない分を外炭を入れるというの、これは筋でしようね。しかし、いまあなたの方の考へておるこの法案を見ると、海外炭開発のための設備資金とか、資金繰りはどうするとか、これはあなた、石炭を掘つておられるからすればこれは全く感じ悪い、感情で言つておるんじゃないけれども、外国の開発のために金を使うだけの錢つて、あつたら国内炭だつて掘りゃいいじゃないかと。現実にもとも北海道の場合だね、石狩と空知炭田の露頭採掘なんてあるわけだ、いまでも、そういうところにはさつぱり金出さないし、開発には金出さないで海外炭ばかりこればかりとこないですよ、正直な話言つて、しかも、この方式について考へると、いまの外炭の入れ方というのは、これは電発と通産省のサイの棒で、これは石炭協会にお願いしてすね、

これはわからぬわけじゃないけれども、結果的にはこれはあれでしよう、外炭を入れるということ、その商社を通しての商社のマージンだけが浮かぶということだよ。こういうやり方でいいのか、仮に百歩譲つて国内炭が足りなくて外炭を入れる場合もあるでしょう、これは私も否定しませんよ。これはあるいは電力の活用によってあると思ひますが、品位によつてもあるから、一定の品位を保つためにミックスをする、混炭をするというところもある、ある程度超長期にベースに乗せていくというの、一つの考へ方でしょう。

しかしその場合に私はこの管理の仕方問題があると思ふ、当面、それはいままでのような電発方式あるいは石炭業界に、各社に割り当てをする、これも一つの方式だらうけれども、とりあえずこの管理は一般炭と海外輸入炭については合理化事業団がタッチ業務を受け継ぐというふうな法律改正もなつておるわけですが、もつとこれを昔の石炭公団のような、そういう形がいいかどうかは別だ、私は例を言つておるんで、私が言ひたいことは、一般炭と国内炭とを管理して、その管理したものはその中で石炭政策に生かしていける、これがなきゃならぬんじゃないか、どうもいまのを見ておると、商社ベースでもって商社だけがマージンで多少もかるようになっておるけれども、あとは全部石炭政策に生かさないんじゃないかと、これを何とか石炭政策に生かすためには一般炭と輸入炭をミックスにした形で、その分は管理されて、管理されたものでもって石炭政策にはね返つてくる、こういう方式のものをこの際やっぱり考へてみる必要があるんじゃないか、この点いかがですか。

○政府委員(橋本利一君) 直接のお答えいたしました前に、海外炭の開発輸入について私の考へ方をちよつと申し上げたいと思つておるんですが、私はこの海外炭の開発輸入という問題は国内炭の有効利用という問題と、石油に対する過度の依存を是正していく、低減していくという政策課題でございます。その政策課題との関連において考へるべき

じゃないかという考へを持っておるわけでございます。今後やはり石炭需要を確保するためには、特に一般炭につきましても石炭火力発電を計画的に、積極的に進めていかなくちゃいけないわけでございますが、その場合にやはり国内炭、国内の一般炭を質的、量的に補充するものとして海外炭を、海外の一般炭を考へざるを得ないんじゃないか、言葉を変へますと、海外炭の開発輸入が、国内における石炭火力の建設を促進する、それによつて国内の一般炭の需要が確保される、こういう関係になるという考へを持っておるわけでございます。したがって海外炭の開発輸入に当たりましては、当然国内炭の開発と計画的に調整して開発していく、輸入に当たつても、いささかたつとも国内炭を圧迫しないように考へていくというのが私の考へからいたしまして当然の結論になつてくる、かように考へるわけでございます。

ただいま先生がおつした昭和六十年に、一億二千万トンという数字でございますが、これは大半が原料炭でございます、その中で想定されておる一般炭は千四百万トン程度でございます。他は全部原料炭、こういう考へ方でございます。その千四百万トンも、将来九百六十万キロワットまで石炭火力発電を進めていくためには、どうしても二千万トン以上の一般炭が必要となるわけでございますので、そういう兼ね合いにおいて海外炭をお考へいただきたい、こういうことになるわけでございます。

○対馬孝且君 その国内炭と輸入炭との兼ね合いというのを、使用の仕方についてはその否定しておるんじゃないですか、私は、それを管理していく場合にどう管理の仕方があるかと、それをどう石炭政策に前向きに生かしていくかというのを考へないと、現状の体制では石炭政策に生かしたことになるんじゃないかと、このことを言つておるんです、私は、その点についてやっぱりいままでの方式を改めたらどうだというのが私の考へ方なんです。

○政府委員(橋本利一君) それにつきましてはた

中にも予想はされておるといふことであろうかと思ひます。

○対馬孝且君 何かびんとこないんだな、答申の中にあると言つた。結果的にはコストが合わなければ山をつぶす以外にないといふことでしょ、いろんなことを言っているが。今日の現状の中にあつて、やっぱり限界コストといふことでその採算が合わなければ山はつぶれてもやむを得ないんだといふことを言っているんでしょ、あなたはいらんことを言っているけれども。それならそのようにはつきり言つてもらわぬと。それでもやむを得ないんだといふならこつちは考えなければならぬわけだし、どうもそこあたりがはつきりしないんだ。ただ、いづれにしても私が言っているのは、限界コストとかいふようなことを言っているが、そのときそのときの情勢が変わつてい

るのでね。あなたからこの間資料請求をしたら、大体五十年ですけれど、これで見ますと石油と石炭のカロリ―当りの計算をして見ますと、若干石炭はこれよりも二十何倍ぐらゐ高くなつていゝわね、いまの段階でいくと。こういうことからいけば、一〇二二一銭だ、正確に言へば、あなた方が出した資料で。石油と石炭のカロリ―を、大体六千カロリ―を標準にしてはじいてみたら、二〇二二一銭石炭の方が高い、こういういまの現状ですよ。そうだとすればこれからどういふふうになつていくか、これはOPECがまだ七〇%、八〇%程度で決まるのか、石油は一〇%上がつてきたら今度は石炭が安くなるという現実が出ていますね、もちろん炭価アップはあるけれども。そういうものを総合して考えてみて、いま言つたようにコストと限界とは一体何を指すのかと、ここが問題なんです。石炭部長。コストで合わなければ山はつぶれていくと、結果的にはそう言っているんだ、あなたは。私はそれでなくて、ある程度やっぱり公的介入と私言つたでしょう、政府がある程度そういう公的介入をして、山の炭量というものはあるべき物は掘つていく、この姿勢がない限り、つまりどんな山があつたつてつぶれる

といふことだよ、これは。つまり、経済合理性といふこの文句で、ついに山がつぶれるといふことなんだよ。こういう問題についてもう一回ひとつきつちと答えてくださいよ。

○政府委員(島田春樹君) 石炭の場合一番問題なのは炭鉱の自然条件がそれぞれの山で違ふ。したがいて、どうしてもコストといふのもそれの差が出てくるという点でございます。一方、ただその炭鉱のコストという場合には当然経営の優劣といふような問題も入ってくるわけでございます。したがいて、私どもこれは答申の中にも指摘されておるわけですが、そういった経営の何といふか格差というものは、これは経営努力で解決すべき問題であらうかといふふうには思いますが、そういったもので解決できない自然条件上の差といふ問題について、どうやってこの問題を解決していくかという点が問題であらうかといふふうには思つておられます。

この点につきましても、いろいろコストの格差といふものを検討する場合、何をもちつてその差とするか、あるいはどの範囲を考えた方がいいのか、具体的にはそれをどういふ方法で処理していくかといふのは、実際非常にむずかしい問題いろいろございます。したがいて、私どももこの問題はなお非常に重要な問題だと思つておりますが、同時にやはりこれについては慎重に検討をする必要があると思つておりますので、今後さらに勉強したいといふふうに思つております。

○対馬孝且君 慎重に検討していきたいといふことですから、それなりにあれですが、現実には新二鉱の問題が起きておるわけですよ、これは北炭の経営者のだらしなさにもあるし、経営政策の根本的な姿勢にも私はあると思つてますが、やっぱり現実問題として起きているわけですから、これはひとつ行政指導をして、組合、労働者の不安がないように措置をしてもらいたいといふことと、それから労働条件問題について、これは政府が介入しないと申しているが、答申の中にあるんで、やっぱりこの答申の精神を生かして、労働者がいなくなるようなことをやつたつてこれは石炭政策でないんだから、そういう問題を含めてひとつ考えてもらいたい、これどうですか、簡潔にひとつお聞きしたい。

○政府委員(島田春樹君) お答えします。いまの北炭の問題につきましては、御承知のように提案がなされる、現在労使で交渉が行われてい

る中でござりますので、それにつきまして私の方でいたしましては、少なくとも現時点においては、これはその交渉の推移というのを見守るべきであらうかといふふうに考えております。

それから労働条件の問題につきましては、これは個々の企業というのじゃなくて、一般に炭鉱の労働といふものの特異性等々考えまして、答申にも指摘されておりますような点でございます。これにつきまして、基本的には私は労使の問題であらうかといふふうに思いますが、同時にやはり炭鉱の経営を安定させていくということが、結局はそういう問題の解決につながるという意味におきまして、私どもの方でいたしましては今後とも石炭の何といふんですか、鉱業の安定というものに施策を集中するといふことではないかといふふうに思つております。

○対馬孝且君 ぜひそれを、ひとつ積極的に問題を進めていきますように強く要望しておきます。そこで、きょうは参考人に来ていただいておられます。どうも先ほど来ておられたせてあげたいとお考えです。恐縮に存じます。

二、三ちよつと参考人にお伺いしたいんでありますが、産炭地振興開発の問題につきまして、事業団として今日まで努力をされておるのであります。私は、昨年本田副総裁にこれも予算委員会でお伺いして、現地調査に入つてもらつた経緯がござります。そこで率直に申し上げるものでありますが、いま産炭地振興の問題は、あれがでさうが、たの高度経済成長の段階に入つたころこの現行法がでさうがなつて、今日ではもう低成長になつちやうなつたわけだ。既存の企業だつてこれは一

万五千件もつぶれているのに、産炭地の企業なんていまだとんとつぶれている。夕張、美唄、これは現在美唄でもハウス関係、それから夕張では縁の工場から始まつて、ずいぶん四苦八苦の状態だ。したがつて地域振興整備公団として今日の低成長下にどうあるべきなのか、実際あなた方が携つたつてわかつていゝわけですから、この意味では高度経済成長のときにでさうがなつた産炭地振興法ではだめではないかと私は率直に申し上げたいのです。この点はどういふふうにして、見直しの観点でどう考えているのかといふことが一つであります。

それから二つ目は、公的公団の団地に入つてくるつたつて、なかなか金利が高いし貸付条件は問題だし、こういう問題が緩和されなければ、企業誘致だつてこないと思つておられます。当時入つてきたのは、炭鉱の労働者の賃金は安いからといふこととこれは何か代替したいといふことと入つてきたのだ。ところが、実際入つてきたら産炭地に男なんて一人もいない。炭鉱労働者の一人も採用されていない。採用されているのは全部家族だ。女の、婦人労働者の労働力だけだ、はつきり言つて。その企業すら今日つぶれる現状にきていゝ。だからこれから工業団地誘致に対して事業団としてどういふふうにして今日の現状を考へておるか、これが二点目でありま。

三つ目の問題としてこれからこの工業団地を含めて企業誘致をするといふ見通しが一体具体的に

いまでも非常にシビアな情勢でございますから、地元産炭地域の地方公共団体と連絡をとりながら企業の動きを十分にキャッチいたしました。そして万遺憾なきを期したい、こういうふうなことをおっしゃるかと。具体的にどういうことをおっしゃるかと。具体的にどういうことをおっしゃるかと。具体的にどういうことをおっしゃるかと。

いずれにいたしまして私の方といたしましては産炭地域振興の実施機関といたしまして通産省と密接な連絡をとりながら、通産省の御指導によりまして産炭地域振興の実を挙げるべく努力をさせていただきます。おっしゃる通りでございますが、今後の問題につきましては、現段階におきまして産炭地域振興審議会におきまして産炭地域振興計画の見直しが行われておりますので、それに基づいて策定されるところの施策に従いまして、引き続き産炭地域振興のために大いに努力をしたいと思います。

御質問の第二の点でございますけれども、先ほど金利が高いとか、そういうようなことをおっしゃられましたけれども、私も私も私も。長期低利の土地割賦融資あるいは設備資金の融資と、こういうことをおっしゃるかと。おっしゃるかと。おっしゃるかと。

たしまして通産省の御指示を受けながら全力を挙げて、新聞広告ももちろんのこと、現地に、たとえば北海道について言いますと、北海道に立地したいと思われる企業の方に集まっていたら、北海道の私たちがつくりました団地を含めまして産炭地域に視察を願うと、こういうようなこともさせていただいておりますし、また私自身もいたしまして各企業の方のところにお伺いいたしまして、産炭地域の私たちの団地その他の産炭地域にぜひ来ていただきたい、こういうようなことをお願いしておきます。回ってございまして感じますことは、需要が回復してくれさえすれば必ず北海道へ行きますから、必ず市にお伺いしあるいは公団にお伺いすると、こういうような私たちの心の支えになるような、そういうありたい御発言もありませんので、私たちがいたしましては現在のこのすぐれた制度を根幹にいたしまして、全力を挙げて企業誘致のために努力をいたしたいと思います。

○対馬孝且君 ところで通産大臣、いまの公団の理事から実態が訴えられたとおりで。北海道では現実には、これは公団も認められると思いが、公団の造成の団地だけで北海道まだ半分より処理されていないんです。あとの半分はこれからということだ。現実には相当まあそれが入ったところがつぶれてしまっているんだから、つぶれたようなところがあるところへまた入っていく。たつて、これはなかなかそう簡単に今日の不景気の中でね。大臣この間も予算委員会でも答弁しているように、右から左へ企業が来るなんというところは、これは簡単な問題ではないんです。

そういう中で特に現地から訴えられているのは、一つはやっぱり融資金の引き下げ、さらにこの貸し付け期間の延長、それから融資限度枠の引き上げといった問題をぜひ講じてもらいたい。これは自治体から来ているんです。栗山とかあるいは工業団地を育成している自治体から、特にこういう要望があるんです。この点ひとつ大臣、これからの産炭地域振興公団の本当の意味でのこの

法律どおりやっていくとするならば、こういう条件に対して対策をとってもらわなければこれは生かされない、こういう問題にきているので、この点ひとつ大臣の考え方を聞きます。

○国務大臣(田中龍夫君) いまここでもってお話を承りまして、まことにそのとおりだろうと存じます。問題は、非常にこの落ち込んだ地域で、しかもかつてのような高度成長ではない非常に低迷した経済関係において、いまの地域振興整備公団事業の活躍というものが非常に御苦心があると思っておりますが、そういう面におきまして、通産省としましてはできるだけ御協力を申し上げたい、かように考えております。

○対馬孝且君 委員長、参考人帰ってもらってよろしいんですが、

○小委員長(竹田照昭君) 参考人の方、よろしくでございます。

どうも御苦勞さまでした。さらに、それは産炭地域振興のために、次の点でひとつ通産大臣としてどう考えるかということをお伺いします。

国内炭の二千万トン以上体制を維持するために、何といたしても諸条件の、とりわけ若年労働者を軸としておる炭鉱労働者の確保が第一であります。これは労働大臣もおわかりのとおりで、炭鉱の平均年齢が四十二・六歳です。これぐらい産業の中で高年齢の産業はないですね。いかに若年労働者を確保するか、それだけに、快適な条件をどうつくるかということが一番課題です。

それには第一には何と言っても住宅環境の整備、二つ目は魅力ある教育文化施設の整備、三つ目は豊かな生活環境の整備、四つ目は明るい労働者の憩いになる施設を完備すること、第五には商業地域の整備、こういう重点的な本課題がこれ二年前から訴えられて、通産省に對しては特に炭鉱モデル都市構想というのを出しております。これは政府委員おわかりだと思っておりますが、このモデル都市構想について、私は

五つの問題を挙げましたが、炭鉱をいかに魅力ある職場、魅力ある環境、魅力ある福祉施設にどう定着させるかと、こういう意味での都市計画に對して通産省はどういうお考えを持っていますかというところをお伺いします。

○国務大臣(田中龍夫君) 一般的な問題といたしまして、若年労働者の確保の問題であります。かあるいは就労環境の整備でありますとか、そういうふうな環境整備というものが前提に相なることは一般論として当然でございますが、しかしながらなかなかそのことはむずかしい問題であると存じます。ことに産炭地の問題につきましては、具体的にいろいろの施策もございまして存じますが、石炭部長からお答えをいたします。

○政府委員(島田善樹君) いまの御指摘の諸点でございますけれども、私どももいたしましては産炭地の振興という問題を考える場合に、やはり一番大事なこと、特に現実に北海道のようなところを考えた場合に、一番大事なことは、疲弊した産炭地域にいかにか経済的な力をつけさせて、そこをもう一度地域のポテンシャルを高めるかということ、ところが一番かぎであるかと思っております。

そういう意味で従来とも企業誘致というようなものにつままして、まだいろいろ不十分であるという御指摘を受けましたけれども、そういうことかっこうで地域の経済社会の発展ということに力を尽くしてきましたし、またこれからの大いに努力したいと思っております。そういうことかっこうで地域の経済力をつけていくことが、いろんな意味でその地域の町づくりというものの基礎になっていくというふうな思っています。

き問題かと思ひます。

○対馬孝且君 ひとつ積極的にそらいう環境が生まれてこなければ、やっぱり炭鉱の若年労働者の雇用を定着することにならないで、これは通産省としても関係各庁と十分ひとつ折衝をしていただいて、通産省主導型で体制をつくってもらいたいということをお望みしておきます。

そこで、保安の問題だけひとつ通産省関係ではっきりしておきますが、これは幌内炭鉱の事故が起きたときに、ここで緊急エネルギー小委員会を開いて保安対策に附帯決議もして可決をしております。ところでこの問題では、何と言つても重大災害に對してはだんだん炭鉱が深部に入つていっているということもありますが、一つは何と言つても鉱山保安法の監視体制ですね、つまり保安委員補佐員の監督権、これは監督員補佐員まではあるけれども、一般の労働者には監督権ないわけだ、現実の問題として、これを何とか保安法を改正して一般労働者もその災害なり、現場が危ないとなれば、その保安委員に直ちに現場を停止する権限を与えるというくらいは権限強化をしたらどうだということが決議をされました。それからもう一つはやっぱり保安センターというものを強化していく必要があるんじゃないか。この二点は昨年の幌内炭鉱の事故の際にこの委員会が決議をされております。これは与野党を含めまして全会一致でその趣旨は決議されました。この問題についていま一度こういう保安対策についてどう考えているのか、どうこれを前進、対処してきたのか、この点ひとつお伺いします。

○政府委員(斎藤頼君) 監督員補佐員は鉱業所長あるいは保安の責任者を補佐する重要な役目でございます。また、その監督員補佐員を補佐するという点につきましては係員の資格を持つ必要等ということもございます。それらにつきましては種々検討してまいっておるわけでございますが、現在のところ保安委員につきましては、特に先生御指摘のような保安規則上の資格というふうなものを与えることについての結論はまだ得られておりま

せん。

次に、保安センターでございますが、これは公害資源研究所の北海道支所を特にセンターというふうにしたしまして、そこに対する予算あるいは要員あるいは課の編成等についても特段の改善をしてきたところでございます。

○対馬孝且君 立地公害局長ね、この保安法の改正が何でおかれておるか。少なくともあなた当分の幌内炭鉱の教訓としてだね、そういう権限、監督強化をしなければ実際上やっぱり災害を撲滅できないということ、これは国会の委員会の決議だ、はっきり言つて。同時に国会決議だからね、これはやっぱり少なくともテンポを早めてやつてもらわれないとね、何か百年河清を待つような話したつてこれしようがないんでね。それと保安の支所を強化したところ言つておるが、これからやっぱり単に支所強化ということではなくて、当時のわれわれの発想の趣旨はね、国会が国のレベルでセンターというものを強化したらどうだと、国のセンターとして設立したらどうだということが決議の趣旨だからね。この点ひとつ間違えないようにもう一回答弁してください。

○政府委員(斎藤頼君) その問題につきまして五十一月五石炭鉱山保安懇談会の報告を得たわけでございますが、その趣旨に沿つた諸種の改善をしてきたところでございます。一つには、先ほどちょっと触れましたけれども、工技院の公害資源研究所における研究開発の充実の強化と、北海道と九州の支所を石炭鉱山技術研究センターということに改称いたし業務の拡充を図つてきたところでございます。業務の拡充につきましては、先ほど触れさせていたいたとおりでございます。

また、特に炭鉱が深部に移行すると、また深部探炭の保安上の重要性にかんがみまして、やはり協議会の答申を得まして保安法の保安規則の改正を行いましたほかに、札幌鉱山保安監督局には特に深部保安対策課というふうなものを設けまして、今後の深部探炭に対する監督の強化を進めて

おるところでございます。

○対馬孝且君 まあ作業をやっているようですよ、しかし技術的な、すらすらとしてないようですね。そういうただ既存の体制でこの独自の官僚的な発想だけで現状の手直しをしていけば保安が何とかなるというふうな、そういう甘い認識では撲滅はできない。少なくとも技術的なやっぱり保安の体制を立て直す、こういう決意で公害局長取り組んでもらうことを強く要望しておきます。

そこで労働省に、まず冒頭労働大臣に、予算委員会へ行かれるようでありまして、根本的な問題だけ大臣にひとつ、二お伺いしたいと思ひます。一つは、炭鉱離職者の対策で労働省に取り組んでいただいておりますが、それなりに前進もしておりますしまあ一応の対策をやつていますが、ところが、相変わらず北海道には大体炭鉱離職者というの十万人世帯、家族を含めると約三十万人という、これ滞留しております。現実には北海道では、苫小牧、室蘭地帯、まあ札幌が三分の一を占め、あとは産炭地に三分の一占めていた。産炭地では美唄、夕張、この閉山の跡地になった特に美唄あるいは空知炭田の中で、これはもうスラム街です。率直に言つてスラム街に大臣なつております。一回現地へ入つていただければ大臣もわかると思ひますが、老人は置き去りにされて、就職はないと、そういう現状で本当にスラム街化していると思ひます。

そこで黒い手帳を出していただいて、三カ年間法律をつくつてやつていただいているんでありますが、いまなお、この黒い手帳が三年間たつてそれが切れて、結果的には生活保護法、あるいはそういう問題でいま救われている、生活しているというのがぎりぎりの実態です。

そういう意味でひとつ、この炭鉱の黒い手帳交付は三年間という限度があるのでありますが、これをもう一回、再就職は現実には大臣やっておりますがほとんど零細企業なんです。多いのではもう五回、六回です、炭鉱離職者の再就職は、ほとん

ど五回、六回転職。最近では、そのために生活苦で自殺をしているというのが現実に札幌で起きておりますし、美唄でもこの間新聞に出ました。こういう問題が起きているので、現実に炭鉱労働者のひとつ雇用対策というものをもう一回やっぱり見直してもらいたい、石炭政策同様にひとつ見直していただきたいという考え方を持つのですが、この点大臣の所見を、再就職と、それからどうしても再就職できない者についてどうするか、この問題について。私は黒い手帳というものを、三年間ということがありますが、これを再度再就職確定の段階まで延長措置を講ずることができないか、この点大臣に基本姿勢としてひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(石田博英君) 御承知のように、私は石炭のスクラップ・アンド・ビルドの一番初期にも労働行政を担当した者でありますし、炭鉱離職者の方々の再就職、転職先の実情、それからなお残つておる人たちの実情については、自分でも歩いて、比較的良好に知っているつもりであります。いまのような御指摘のことでございまして、手帳の有効期間を三年を五年に延ばすということ、三年でもかなり長い期間でありますし、それを五年に延ばすことが果たして再就職のために役に立つかどうか、どっちが効果があるか、これをやっぱり十分検討してみなさなければならぬと思ひます。いまお話しするのと年をとつた人、つまり、再就職を口で言つてもなかなか困難な場合、あるいは中高年雇用促進法等を適用してもなお困難な場合、そういうような場合も考えなさらぬと思ひますが、基本的にはやっぱり延ばすことが再就職に役に立つかどうかということを検討してみなさなければならぬと思ひます。

しかし、炭鉱の実情もよくわかつていられるつもりでございますし、その炭鉱離職者の人たちに対する援護措置、再就職のあっせん等に対して格段の努力をしまつていられるつもりでございます。

○対馬孝且君 労働大臣は、予算委員会でも出かせぎ等の問題で大変努力をされておられるわけですか

ら、ベテランでありますので……。

実態は、中高年齢層は実際は無理です。ね。中年を私ら六十歳と、こんなことを言っているのじゃなくて、やっぱり四十から五十五のラインが非常に困っているわけだ、いま現実の問題として、これをほくはやっぱり大臣にこの機会に言っておきたいんですが、北海道の職安行政としてはもう五十五歳は頭をオミットしてしまおうですよ。オミットするというのは、対象外にしちゃうんですよ。こういう、いま、労働省の指導かどうか知らぬけれども、現実には訴えられているんですよ。これでは困るんでね、再就職の窓口の対象措置はもう少し広げてもらわないと、頭から五十五を断って、おまえら勝手にしやがれということじゃどうもならぬので、そこらあたりはやっぱり直してもらいたいということを、特にひとつ大臣に申し上げておきたいと思えます。

それから次に、ちょっと二、三ありますから。あとは担当者の方からお答え願いたいのでありますが、そこで現実には炭鉱職者の再世話をしているのは北海道援護協会というところでやっています。これは労働省の指導でつくってやっています。これに二、三ありますが、なにか、いまこれには新二鉱という問題が、きょう大臣もそう聞きましたけれども、先ほど私、結果はまだわかりませんが、どういふふうになるか知りませんが、見通しとしては、提案した限り、そう簡単におさまるものではないと思うので、新二鉱という問題が出てくれば、またこれ離職者問題というのが出てくると思うのですよ。そうすると、いま現実に南方空知に実際に世話をやき活動、そういう再就職その他をめぐり見るのがやっぱり五、六人程度どうしても足りない、釧路炭田でやっぱり三名ないし四名は足りない、こういう実情を訴えております。言うなれば、職業安定所の業務を援護協会が肩がわりして、この業務を實際やってもらっているわけです。これが炭鉱労働者への血の通った雇用対策になるわけですから、これをひとつこの際考えていただきたいということを、実施段階で

ひとつ担当者からお答え願っておきたいのですが、これが一つ。

それから二つ目は、この内職センター、それから閉山地域の疲弊対策、離職者等の学生寮、こういう問題をひとつ検討してもらいたいという離職者から非常に強い訴えがあります。たとえば内職センターというのはどういふものかという、現実には内職をしなければ——これは炭鉱地帯もさることながら、いま札幌、苫小牧、こういう段階で現実にはまよっているのですけれども、ところが低成長、不況の中でこれがなくなってきた。これを技術指導として市とタイアップできるような、ある程度技能訓練といえますか、これをセンターという機能で生かしてもらいたいという希望なんです。それから、雇用促進事業団の団地にま入れてもらっているのですが、大臣も御承知のとおり二DKで、思春期の子供がだんだん大きくなってくれば、なかなかこれは、学校へ行ってたつて、そうはいかない。そういう意味で学生寮というものを優遇措置を講じてもらって、そこに優先的にこの学生寮を生かしてもらえたいということも、これはひとつ検討してもらいたいということも強く、炭鉱職者のこの間の会合では、協議会で訴えられておりますので、これをひとつ検討してもらいたいということを提起しておきます。

それから次の問題では、実施段階で、実は炭鉱離職者臨時措置法の第八条、九条の中で、閉山になった場合に第二条の定義に言う「鉱業権又は租鉱権の鉱区」に限る労働者ということになっているわけですね、この閉山の対象になる場合、黒い手帳交付の場合、で、現実には石炭経営というのは本社もあり、支店もあるわけですよ。あるいは下請もあり、組もあるわけですよ。これらが黒い手帳交付の対象にならないという一面がやっぱり中にあるのですよ。これを何とかこの機会にひとつ考えてもらいたいという率直な——県内でもすでに三十何名首切っているわけです。これは黒い手帳の対象にならないのです。これではちょっとや

ぱり救われないので、せめて苦勞した限り黒い手帳交付を同様に出してもらいたい。これが一つであります。

それから次の問題は、各種手当をひとつ上げてもらいたいというのが率直にこれ出てきておりまして、就職促進手当というのが法律の中にあるんです。炭鉱職者を雇えば一人二十万最高限度額で事業者には支給するというのがありまして、それから入居させるため建築した場合など土地つきで、一戸当たりの場合は四十五万から六十万円ということ、苫小牧あたりでかなりこれを利用してあります。現在までは四十世帯あったのであります。不況になってからがたつと落ちちゃったのですよ。これは不況という感もあるが、それだけでなく、これは施行してからも十年ですからね、ほとんど変わってないのですよ。これ、金額が十年間この方一向に変わってないわけだ。これでは零細中小企業は、当時は魅力あったのだが、いまでは魅力ないということだ、二十万では、一人労働者を使って二十万もらうということに当時は魅力あったのだが、いま二十万払ったってとんでもない、これやっていけないという問題が出てくるので、この点ひとつ、十年間据え置いたまま実態から踏まえて、検討していただけないだろうか。こういう点が率直に出されております。

そういう問題をひとつこれを機会に検討していただきたい、こういうふうにご希望しておきます。

○国務大臣(石田博英君) いまの、再就職をお世話するときに五十五歳以上の人を安定所でどうも親切に扱わない、積極的に扱わないということ。実は私も先般地方を回りました、地方の使用者の団体へ行って、その使用者の団体で、この中高年の就職促進の給付金の制度があるということを使ひっくり回したことがございます。確かにそういう傾向が見られる。これは現実に否定できないと思っております。そういうことのないようにいたしたいと存じます。

それから、雇用促進住宅は二DKであります。それを二軒を一軒に合わせて広く使えるような工夫をいましておるところであります。

また、いわゆる黒い手帳の問題であります。これは坑内へ入って長い間働いておったというところを中心点を置き、特別な政策的影響のために離職したという、そういう実情を踏まえて出ているものであります。その後順次範囲を拡大したしまして、いわゆる組夫についても同じような労働者をしてる者、あるいはボタ山の作業をしている人たち、そういう人たちは対象にしておるわけでありまして、しかし本社、支社の事務職員ということになりますと、他の離職者の取り扱いは均衡の問題がありますので、これを特別に扱えというのはいささか無理ではないかと思えます。そのほかのことについては事務当局からお答えいたします。

○小委員長(竹田現照君) ちょっとお待ちください。大臣の予算委員会出席の関係がありますから、大臣に対する質問だけに限定しますから……。

○阿貝櫻登君 大臣がたしか二回目労働大臣になられたときに、いまの五十五歳の問題で質問したことがあったときに、大臣がいみじくも言われたことは、五十五歳定年というのは人生五十年というときに決まった五十五歳だ、いま七十年から生きるようになったのだから、七十歳も定年にしてほしいんだということを言われたことを私は覚えておるわけでございます。そして最近も労働省としては、やっぱり六十歳定年だということも盛んに言っておられます。これがいま炭鉱の問題で、五十五歳で炭鉱をやめた人でも冷たく扱われないかという意見になっております。炭鉱自体がどうして五十五歳の定年を守っておるのか、これがいま炭鉱労働者の要求の第一の焦点なんです。とすると、いわゆる机の上にとつと座っておる方は六十歳、六十五歳だ、一生懸命働いておるわれわれは五十五歳で首切られて、そして厚生年金も六十歳まではもらえぬ、こういう不合理はどうだということ、労働省が命令することはでき

ないけれども、労働者として、石田労働大臣として、まあ六十歳定年制というくらい強いひつと姿勢で民間を指導できないか。これいま一つ御質問して私はやめます。

○國務大臣(石田博英君) 私も二度目に参りましたときに阿具根さんの御質問をよく覚えております。そのときお答えいたしましたのは、五十五歳定年制というのは、文献の上にあられてはいるのは明治十八年、ある人によつては三十三年とこう言うのですが、これはいずれも日本郵船の社内規則にあらわれたのが最初でありまして、そのときの日本人の平均寿命は四十三歳であります。四十三歳のときは五十五歳は確かに老人であるけれども、今日七十になれば五十五歳というのはまだ成年に近いのだ。こういうものがいつまでも続いていることは間違つておるといふことを私はお答えをした覚えがありますし、そのときから五十五歳定年というのには間違いだといふことをあらゆる機会に言うてまいりました。で、今回もこの中年の雇用の問題が一番重要であり、特に定年制の延長といふことに重点を置きまして諸般の援護措置、給付金等の処置をとつておるとは御承知のとおりでございます。

現在の段階では、大体全事業所の五〇%強はまだ依然として五十五歳であります。三三、三三、三三、六年来かなり進んでおるといふに思ひます。で、幾ら間違ひであると言ひましても、何十年も続いた人事管理の体系もありますし、あるいは資金原資の分配の問題もあるのですから、法律をもつて一遍にやるというのことは困難であります。しかしあらゆる機会に、またあらゆる援護措置、奨励措置をとつて、少なくとも社会保険とつながるような制度にしていかなければならぬ、こう考へております。

それから炭鉱の場合に限らなくても、肉体労働を伴う場合は、いままでは大体的にゆる単能工であつたわけですね。それを比較的年齢の若いときに複能工になり得るようにつまみ年をとつ

ても働けるような技能を身につけられるように企業内で訓練をすることによつて、年齢の問題は片がつくのだと、私はそういう考え方のもとに職業訓練の強化に努めておるといふことでございます。

○須藤五郎君 かつて石炭問題で植村甲午郎さんと私は論議を交わしたことがあるんです。そのときに炭鉱労働者の生活の問題で、現在及び未来にわたつて、老後にわたつてまでその問題を解決しておかなければ石炭問題は労働力の問題からつづれてしまふと、私は言ったことがあるんです。恐らく大臣もそのことはお考えだと思つておられるので、きょう炭鉱職員の援護業務につきては、私、大臣の見解をちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

大臣もすでに御承知のことでございますから、私は詳しくは申しませんが、政府のエネルギー政策の転換によつて生み出された炭鉱職員の就業問題は、いまもって大きな問題になつておられるわけでございます。いわゆる緊就、開就の就労者の生活状態は最近の経済情勢の中ですます苦しくなつてきておられます。しかも就労者のほとんどは、先ほども申しましたように五十五歳以上の高齢でございます。仮に産炭地に企業が誘致されましても、すぐには転職もできない人々でございます。さらに雇用状況も思わしくない状態が続いておるといふことでございます。

五十二年度予算では、これら就労事業に予算がつけられておられますが、従来行われてきた閣議決定をしないといふことを聞きまして、就労者は将来に大きな不安を持つておられるわけでございます。大臣、これら就労事業を継続的に実施する必要があると思ひますが、その点をまず一点伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(石田博英君) 従来、三年延長されたときには閣議決定を行つておつたわけでございます。今回は単年度で予算措置をとつたわけでありまして、従来三年であつたときと同じように五年間の閣議決定を行つておられます。ただこの事業の性質は、名前のごとく緊急就労でありますので、五年という長い期間にわたつて閣議決定することは適当でないといふ考えのもとに、単年度ごとに就労の予算を付与するつもりでございますが、現在の状態から考えまして、これを必要とする条件が継続限りにおいては、緊急就労事業あるいは産炭地開発事業というものをやめたり縮小したりするような考えはございません。これは条件が継続限りにおいては継続をしまひますし、その条件がそんな簡単に解消するものとも思つておりません。

○須藤五郎君 就労者の就業状態や生活の実態ですね、産炭地域の雇用状況、失業状態を考慮して、継続するといふふうな大臣の御答へでございますが、それがそう簡単には変わるものではないからという、そういう前置きで言つていふらうございますが、私が思ひますに、大臣と同じように一年、二年ではなかなか好転しない、そういうふうにも思つておられますが、それだけにまた懸念をするものもあるわけですね。中期的に見まして、労働大臣といたしまして、特段の措置をとるよう検討すべきだと、私はそういうふうな考へをするので、そういうふうな不安が常にありますから、私たちがずっと長くといふことを要求しては行つておられますが、特段の措置をとるといふ必要を私は大臣に伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(石田博英君) 緊急就労、産炭地開発事業等に働いておられる方の御懸念は全く杞憂でございます。そういうことのないように措置をいたします。継続をいたします。そんなに早くといふ意味は、一年、二年といふのはむしろでございますが、そんな簡単に直るものではない。ただ事業の性格から言つて、五年といふものをあらかじめ決めるよりは、単年度、単年度の条件に従つて措置をしていく方が適当だらう、こう考へて本年はそういうのであります。事情はよくわかつておりますので、御不安のないように処置をいた

すつもりでございます。

○對馬孝且君 まず、先ほどの答弁を……

○小委員長(竹田現照君) それじゃ、先ほどの答弁をひとつ。

大臣、それじゃ予算委員会へ出席してください。

○政府委員(細見元君) 先ほど第一点お尋ねのございました北海道炭鉱職業者雇用援護協会に対する援助の問題でございますけれども、私どもも徹底した援護と相談をやつて広域的に再就職活動を展開するといふことで、私どもの雇用行政について側面的にいろいろと御協力をいただいております。十分承知いたしておるつもりでございます。したがって、従来もこの協会の職員の方を私どもの山元協力員に委嘱して活動をお願いするといふようなことをいたしておりましたが、今後お尋ねのございましたような趣旨に従ひまして、協会の方々と御相談しながら、私どももできまふ限りの援助をいたしたいと思つておられます。

○對馬孝且君 あつた問題、手当の問題。

○政府委員(細見元君) 次にお尋ねでございます。二つの手当の問題でございますけれども、確かに住宅確保奨励金につきましては相当期間引き上げを圖つておられます。創設いたしましたる当期においては相当の利用がございましたけれども、最近活用が徐々に減つてまいつておられますので、私どもとしては、一方において先ほどお話のございました雇用促進住宅について、従来の二DKを三DKに改善するとか、あるいは二DKを二戸合せて一戸にするといふようなことで改善を圖つておられます。したがって雇用促進住宅についても十分な改善を行いますと同時に、住宅確保奨励金の問題につきましては来年度の予算に向けて私どもとしても検討をさせていただきますと思つておられます。

○對馬孝且君 いま失對部長から答弁がございましたので、強力にひとつこの手当の問題、検討していただかないと。これはほくはなぜこれを提起したかといふ問題は、再就職に中小企業も潤うし、職業者も潤うといふ両方の非常に一石二鳥の考へ

方になるので、これは中小企業側からも要望があるんです。そういう点も含めてひとつ検討していただきたいと思うんです。

そこで、雇用促進事業団の問題、ちょっとこの機会に労働省にお願いしておきたいんです。雇用促進事業団の入居条件、これは一応私なりに聞いておりましたが、これだけはひとつぼくはやっぱり緩和すべきだと思うのは、炭鉱で殉職した未亡人です。これが結局、夫が殉職されて、札幌へ出てきて雇用促進事業団に入る。それが子供も大きくなって嫁ぐ場合もあるだろうし、いろいろあるのですが、これは殉職の妻まで二年なら二年、三年なら三年たったら追い出して、入居条件が合わないからおまえ出ていけと。これはちょっと、ぼくはやっぱり死んだときに、殉職したときに何を言いかといったら、必ず弔詞に、かかることが起きないように、遺族についてはまさにとにかく将来ともいぬんどう見ますという弔詞をみんな読むんだ。これは労働大臣だって重大災害が起きれば労働省からちゃんと弔詞読んでるんです。それらの人も読んでるし、会社の社長も読むんだ。そのときだけありがたい弔詞を読んで、将来とも家族の者、遺族の者については万々遺漏のないようにいたしますなんて弔詞だけ読むけれど、いざ社会に出てしまったら、このやろう、もう勝手にしやがれ、出ていけでは、これはちょっとやっぱり人間の血が通っていかないと思うんだ。ぼくは何でもかんでも緩和せよと言っているんじゃないんで、そういう殉職した未亡人などについて入居条件は、娘、息子が、嫁いだりなんかしてきちんと親をめんどう見る態勢になればまた別だけれども、その条件がない限りは、せめて殉職者のあれだけは期限が来たからおまえ出ていけというふうなことをないようにしてもらいたい。これは強く私は未亡人の、殉職者の遺族会の方から訴えられるわけだよ。これだけはひとつ労働省にぜひ言ってもらいたい、こういうことなんですけれども、この点どうですか。

〔小委員長退席、阿具根登君着席〕

○説明員(守屋孝一君) 雇用促進事業団の入居条件につきましては、これは一時期よりも現在入居条件は非常に緩和されてきているのも事実でございます。ただ、いま先生御指摘がございました、入っている人を追い出したという例は私も余りまだ聞いてはおりませんが、なおいまのような事例がございしますならば、若干これは担当部局が違いますが、その先生の御指摘の点を正確に十分に担当局ないし事業団の方に伝えたいと存じております。

○対馬孝且君 いま守屋課長からそういうお答えがございましたが、現実には札幌で発生団地であるんです。固有名詞挙げてもいいですよ。発生団地のなかでそういうのが遺族会の方々のいるわけだ、もう言うならば明け渡し指示が来ている、何回も来られるのでまいつてしまっている。だからといって、高い家賃も払えない、こういう方々ですから、遺族年金もらっている方々だからここだけはやっぱりひとつ緩和してもらいたい、特段のひとつ措置を講じていただきたい、こういうふうに要望しておきます。

以上をもって終わります。
○相沢武彦君 通産大臣、三月五日に政府は総合エネルギー対策推進閣僚会議を開催されました、一昨年策定されたエネルギー計画を改定されたですね。そして、今度は六十五年度を目標にしたいわば中期需要供給の見直しを立て直されたと思うんですが、その関係会議の席上で石炭の見直しをすべきだ、内外の石炭資源の活用を積極的に図るべきだ、こういう意見が多く出されたと聞いています。国内資源である石炭そのものに対する政策についても、おとし石炭政策は新政策が出されたばかりですけれども、もう一度ここで見直しが行われるのかどうなのか、この点が一点ですね。また、新総合エネルギー政策は言うなれば第六次政策にも該当するわけですが、石炭鉱業審議会等ではすべて答申は十年間という区切りで行われるのに、この法律の延長だけがなぜ五年間に限

て出されているのか、この辺事務当局で結構ですから、詳しくひとつ理由を述べたいいただきたい。私もずっと石炭問題扱ってまいりました。私もわが国のエネルギー政策に対する政府の対応というのをおざなりというか、時勢まかせというか、見通しが甘いというか、またときにはタイミングが悪いというか、どうもやはり後手後手になってしまっています。特に国内資源である石炭見直しについてやはり具体策というものは、関係者にとつて、地域住民にとつて、これで本当に産炭地がまた復活するんだ、また、国が本当に国策に基づいて国内資源である石炭というものを直直すんだという展望を持ってない、そうでありますから、国民に幅広く政府の出す石炭政策というものが、理解と支援を得れないという状態になっているのではないかと私は思います。

「小委員長代理阿具根登君退席、小委員長着席」
この三月に、西ドイツでは新しいエネルギー政策の方向を決めたようですけれども、その中心は石炭政策の見直しで、百二十億ですか追加投資を行うと、そのうち十二億マルクを石炭を重点にする当分の政策の裏づけにするという対応がなされたことを聞いておりますけれども、わが国で、石炭の見直しだ、二千万トン以上を維持するのだという、こういう掛け声はあるのですけれども、どうもやっぱり関係者から本当にいまの政策で大丈夫なのか、本当に政府は本気で石炭問題に取り組んでくれるのかというふうな不安な面持ち、またそういう声ばかりわれわれは関係者に聞かされる。

今回提案されている石炭鉱業合理化臨時措置法案にしても、昭和三十年に立法をされて以来、今日まで十三回改正されているわけですが、この法律が改正されながら歩んできたわが国の石炭産業の道というものは、政府の言うスクラップ・アンド・ビルドでなくて、実態的にはスクラップ・アンド・ビルドというふうな状態に陥っている。先ほども対馬委員が言われておりましたけれども、わが国で六百近くの山が閉山に

追い込まれ、また三十万に及ぶ労働者が職を失い、社会にはうり出され、また関連産業やあるいは商工業者、地域住民何百万という人たちが非常にそれまでの生活をゆるがせられて困っているらしい。地域ぐるみ崩壊の危機はいまもなおまだ続いている、こういう状態のわけでございます。
大臣、今回のこの法改正でわが国の石炭産業は必ず復活できるのだという見通しをどう立てられているのか。ひとつ通産大臣になられて初めてこの石炭問題では私は御答弁聞かされたので、とつくりと聞かしていただきたいと思っております。
また財源的な裏づけについて非常に懸念をするわけですが、石炭及び石油対策特別会計法は五年間延長されたとしても、石油関税あるいは原油関税について実態的に二年間の暫定措置にしかならぬということでありますから、特別会計の裏づけがないとこれはまた非常に不安なんです。これに対しては大臣はどう対応されるのか。以上の点をまず伺いたい。

○国務大臣(田中龍夫君) 相沢委員の御質問にお答えいたしますが、御案内のとおりわが国のエネルギー事情というものは、それが自給度が非常に少ないという特色のある関係から、大変安定性を欠いておるといふことは一つの特異性であろうと思っております。ことにエネルギーの大宗であります石油の場合におきましても九十九・七というものを海外に依存しておる、もうほとんど自給力というものが無いに等しいような状態下におきまして、それまではまあ湯水のように入った、安価にございまして、少くとも自由に手に入った、安価に入った油というものが、OPECのショック以来大変な高騰を来したということ自体が、これは日本経済にとりましては一大ショックを与えたわけでございます。
そういうような関係から、エネルギー全体の問題といたしましては、過去におきましては戦時中のアメリカからのエンバギーというふうなことがございまして国内資源、国内エネルギーに依存いたしておりました日本経済、すなわち石炭とい

うものに全部を依存いたしておいた日本経済でありましたが、戦後三十年というものは全く様相を一変いたしました、わが国の石炭鉱山というものは片っ端から閉山してしまおうといったような非常な変革を来たしました。そういうふうには、エネルギー問題に対しては自分自身資源がないだけに、非常な安定性を欠いておる。OPECの問題以来石油の問題が非常に期待が持たなくなり、安定性がなくなってくる。その反面に国内におきまするエネルギーを求めなきゃならぬ。もちろん水力発電というものは最も安定した姿であります。が、さらに石炭というものをもう一遍反省をしなければならぬというのには冷感な事実でございます。

さような関係から、先般の、五十年の十二月につくりました総合エネルギー計画というものを客観情勢の変化に伴いまして見直さなきゃならぬというところは当然のことでございます。しかしながらその中におきましても、特に石炭というものを改めて着目して、そうしてその目標であります二千五百万トン、これをぜひ確保しなきゃならぬという方向に国の方針が決定いたして、それに向かつて努力をいたしておるのでございますが、しかしながら、過去においては五千五百万トン出したという石炭も、今日の状態では二千五百万トンを確保することすらなかなか容易ではないというふうな厳しい情勢下に置かれておるのでございます。もちろん総合エネルギー計画としましては、純国産であります原子力の発電の問題やら、あるいはサンシャインの計画やらいろいろございましてけれども、この委員会におきまする特に焦点を石炭というものに集約して申すならば、総合エネルギー対策の中核的な国内の安定エネルギーとして石炭のエネルギーに依存すると、その確たる方針を改めて政府は決めて、その方向に向かつておるわけでありませう。

御案内のとおり、総合エネルギー対策の昭和六十年を目標にいたしました計画は、これを改めて見直さなきゃならぬ、ということも客観情勢

の、また国際情勢の変化に應じて当然起こってくる問題でありまして、さような意味からこの改定に努力いたしておりますが、しかし石炭に關する限りにおきましては、二千五百万トンの確保というところは終始一貫今度の改定におきましても変わらないところであらう、また変えるべきでもありませんし、それ自体を達成するには、今後総合的にいろいろな施策を講じなきゃならないということでございます。なお、石炭に關する審議会の答申もあつたわけでありまして、それに従いまして私どもはただいま御提案申し上げましたような政策を、整合性をもって貫徹をしようという意味におきまして御審議をお願いをいたしておる次第でございます。

なお、具体的な年次の調整でありますとかその他の問題につきましては、政府委員の方からお答えをいたします。

○政府委員(橋本利一君) 石炭鉱業審議会の答申が十年間、法律期限の延長が五年ということについての関係はどうかというお尋ねでございますが、まず石炭鉱業審議会の答申が十年間を前提として考えておりますのは、やはりエネルギーというものはできるだけ長い期間で目を過ぎなくちゃいけない、いわゆるリードタイムが長いこととの兼ね合いの問題一つでございます。それからいま一つは、当時総合エネルギーの需給バランスについて作業が進められておったわけでございますが、それとの整合性を保つておつたようなことから、当時石炭鉱業審議会は今後十年間の見通しを立てて答申をした、さように理解いたしておるわけでございます。

一方法律期限の五年の延長でございますが、これは限時法としては、従前の例からいたしますと大体五年というのが一般でございますし、かたがた御承知のように、石油危機以降石炭の総合的な経済性が回復してきておるといったような問題もございまして、これは断定的に申し上げるわけにはまいらないわけでございますが、五年の間にかなり石炭鉱業は自立し得る基盤を整備されてくる

のではなからうかという観点から、法律期限の延長は五年といたしたわけでありませう。

それからいま一つのお尋ねは、法律の期限は五年延長しておきながら関税の方は二年間しか定めでないが、この関係はどうかというお尋ねだつたと思ひますが、関税を暫定的に二年といたしまして、五十二年の予算編成に当たりました、いわゆる石炭石油対策特別会計の財源不足問題が発生したわけでございます。われわれといたしましては種々財源措置を考慮したわけでございますが、結論的には原油関税を暫定的に引き上げるよりいたし方ないのじゃないか、こういうことになつたわけでございますが、一方原油と増徴するということとは適当でないという強い反対意見もございまして、結果的にキロリッター当たり百十円を増徴し、二年の間に関税の取り扱ひ、あるいは国の負担等も含めまして総合エネルギー政策を推進するための必要な財源措置について結論を出すように、こういう経緯をたどりまして、石油関税につきましては暫定二年、こういうことになつたわけでございます。そういう線を受けまして現在すでに作業に入つておりました、六十年ないし必要とあらば六十五年における総合エネルギーの需給バランスの見直しの過程、あるいはその一環といたしまして、それを推進するための財源措置をいかに取り計らうかという問題の検討に入つておるわけでございます。石炭に対する財源措置につきましてもこの総合的な見直しの一環として取り上げておるわけでございますが、要約して申し上げれば、石炭対策を推進していくのに支障を来さないように対処したいというのがわれわれの立場でございます。

○相沢武彦君 もうちょっと伺つておきたいんですが長いので、石炭鉱業審議会は十年という見通しを立てながらやっていると、それで今回六十五年を目途とする需給バランスをもう一遍見直すということなんですが、政府のやつておるサンシャ

イン計画ですね、これがいわゆる実用化する年度をどれくらいに置いておられるのか。それと、今後石炭鉱業審議会におけるこの十年単位のエネルギー需給のバランスの見直し、これとの関連性はどのようになっておられるのか。

それから、もしサンシャイン計画における実用化というものがとつと先に延びるとするならば、いま長官がおっしゃつたように、石炭の経済性が回復してきた、あるいは石炭産業の基盤の整備もだんだんできつ々ある、こういうことなんですから、一部では二千五百万トンをむしろ減らすから、五百万トンのないかなんという非常に消極的態度というか、後退的な見方もあつてわれわれとしては心配するわけですが、二千五百万トンを確保することになつておるわけですから、当然この石炭資源の有効活用という点にもとつと力点が置かれなきゃならないのではないのか。ですから、今回のこの石炭三法の改正で一体どこまでこの二千五百万トン以上というものの回復へ向かつていくことができるのか。どうもさっきの大臣の答弁ですと、その二千五百万トンを維持せざるを得ないのだという方が置かれて、今度の法改正で二千五百万トン以上とれくればプラスアルファがつくかわからないけれども、以上の辺に持つていくという意欲がどうもくみ取れない、そういう感じがするのですが、いかがですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 先ほど申しましたように、ある時期におきましては五千五百万トンも出しては石炭でございますが、しかしながら今日の状態は先ほどの質疑応答にもございましたように、二千五百万トンを確保するというのを口で申さずして、その二千五百万トンを確保するわけがなかなかむずかしいというところもございまして、もちろん二千五百万トンが二千五百万トン容易にできるならばもう本当に願つてもない次第でございますが、現実にはなかなか冷感なものでございまして、私どもは二千五百万トンの維持を講じなきゃならぬと、先ほど来いろいろの施策を講じなきゃならぬと、先ほど来若年労働者の方を環境づくりから喜んで就労し

【参議院】

ていただくようなことにもいたしたいし、あるいはまたその福利厚生の問題におきましてもいろいろいたしたいのでございますが、口で申す二十万トンが容易でない、厳しい事実の前に立つておるといふことを申し上げたわけでございます。

サンシャイン計画におきますいろいろの年次やあるいは進捗状況につきましては、政府委員の方からお答えをいたします。

○政府委員(橋本利一君) 私、サンシャイン計画の所管をいたしておりますので、あるいは的確にお答えできるかもしませんが、サンシャイン計画でいま取り上げておりますのは太陽熱の利用技術、石炭の液化、ガス化技術あるいは地熱利用の技術、こういったテーマがあるわけでございます。そして、それぞれのテーマに応じて、いつの段階から実用化されるかということもなかなかむずかしい問題でございます。少なくとも太陽熱の利用といったものが実用化するにはかなりの時間が必要のじゃないか。ただ、石炭の液化あるいはガス化技術につきましては、本年度からパイロットプラントでこれは電発に委託するわけでございますが、パイロットプラントを建設していただくこととでございますので、その成果を踏まえながら順次拡大していくことになろうかと思っております。

それから、二番目の需給バランスとの関係でございますが、ただいま申し上げたような性格のものでございますから、直に需給バランスの中に反映されておられません。ただ国内資源としての地熱につきましましては、昭和六十年におきまして二十万キロワットまで開発するという努力目標は設定されております。

それから三番目の問題でございますが、やはり二十万トンあるいは二十万トン以上の確保ということはおわれわれとしてもこれは至上目標でございます。不測の努力を傾注していかなければいけないわけでございますが、そうは言え、現実にはなかなかむずかしい問題を多く抱えておりますが、一方で供給面で炭量を確保していくという問

題のほかに、有効需要を喚起していくということもまた大きなテーマになってくるかと思っております。その一つといたしましては、たとえばいま申し上げましたような石炭を液化するとかあるいはガス化する、原料として使えるようにしていくといったような方向が一つございまして、いま一つは、特に一般炭につきましましては火力発電所を、これは六十年度の需給バランスでは九百六十万キロワットを開発するという事になっております。

が、この火力発電設備を効率的に計画的に進めていくということになろうかと思っております。その場合やはり考えなくちゃいけないのは、建設費等も石油火力に比べて割りと高でございますし、かたがた脱硝技術が非常にむずかしいということもございまして、現在これも電発に委託いたしました脱硝技術の開発研究を進めておる、そういういろいろな措置が相まって、そこで初めて二十万トン体制が維持できるということになろうかと思っております。したがって、決して悲観的に申し上げておるわけではございませんが、それはそれなりの努力を傾注していかないと二十万トン体制の維持というものが必ずしも容易ではない、こういうことになろうかと思っております。

○相沢武彦君 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正案について御質問をしたいと思います。この法案の主な改正の第一点は法律の廃止期限の延長、第二点が石炭鉱業合理化事業団の行う業務の追加、そして第三点が廃止区域の調整、こうなっておりますが、私は第二の改正点である石炭鉱業合理化事業団の追加業務、特に海外炭の開発事業問題にしばって質問をしてみたいと思っております。

まず、世界の石炭埋蔵量は、私の調べた資料を見ますと、ちよつと古くなりますが、一九七四年の世界動力会議の資料でいきますと十兆七千八百十八億トン、そのうちソ連が五兆七千三百七十七億トン、中国が一兆十億トン、こうなっております。共産圏が圧倒的に多いわけですが、この改正法による海外炭の開発事業の対象にこの共産圏は

含まれているのかどうか、これをまずお答えいただきたい。

○國務大臣(田中龍夫君) 御案内のとおりに今回稲山ミッションが中国に参りました。その際におきましてもいろいろな開発プロジェクトの中に石炭問題が含まれておりますことも当然でございます。同時にまたソ連圏の場合におきましても、ヤクトやその他のシベリアにおきまします石炭の問題、またLNG等々におきましてもサハリンの場合もございまして、たゞいまお話しした共産圏という中に、あるいはソ連、あるいは中国からの石炭供給をわれわれの方も積極的に対応いたしておる。そのほか、これは共産圏でもございまして、なお炭の関係を各方面に、やはりエネルギー源としましては石油資源が分散的に給源を求めたいというのと同じように、石炭におきましても同様でございます。中国からもソ連からも取りたい、かような立場に立っております。

○相沢武彦君 電源開発が松島石炭火力で使用する石炭を、中国から年間百万トン、これは昭和五十五年から十年以上という計画で輸入を進めておるそうですが、現在交渉中だと思っておりますが、電発以外の使途でも、日本が希望するだけの大量の石炭の輸入を今後期待できるものかどうか、もし期待できないとすればどの辺に問題があるのか、この辺はどのような見解ですか。

○政府委員(島田春樹君) お話の点でございますけれども、期待できるかどうかという点につきましては、まあいま電発がああいう交渉をやっておる段階でございます。その他どういふところかどの程度のものを希望するかという点につきましては、私もまだ今後の問題であらうと思っております。一般的に入れ得るかどうかということになりますれば、私どもはこういふふうにご考慮しております。エネルギーの安定供給の確保という問題、それから供給源の分散、こういふ観点から非常に大事でございます。そういう観点に立ちましまして、かつ国内炭需要の確保というものを前提にいたしま

して考えるということで、整合性のある輸入を図るといふのが基本的な考え方であるかと思っております。したがってそういう前提、そういう考え方に沿うものである限り、石炭の輸入というものにつきましては必ずしも特定の者に限定するという必要はないというふうにご考慮しております。

○相沢武彦君 確かに安定供給、分散化、これは必要なことだと思っております。中国の淮北炭あるいは大同炭並びにソ連のヤクト炭などは大量に賦存もされますし、比較的日本からは近距離にあるということで、大規模な開発やあるいは大量輸送を行えばコストも安くなるわけですし、エネルギー危機の教訓を生かした石炭供給ソースの分散化、こういふ点では非常に役立つと思っております。そこで今後の海外炭輸入に際して、その交渉相手の共産圏の各国が希望する場合、低利資金の融資が当然必要になると思っております。すでに報道されているところによりますと、南ヤクトの原料炭の場合はバンクローン三億九千万ドル供与することと合意に達したと申すのでありますけれども、政府としてはこれらの資金は石炭鉱業合理化事業団の資金じゃなくて、輸銀資金ですべて十分足りるとこのような考え方に立っているかどうか、この点明らかにしてください。

○政府委員(島田春樹君) 事業団の融資、逆に言いますと、なぜ事業団で今度こういふ制度をつくったかという問題にもなるわけでございますが、いまお話のように、従来輸銀からの融資制度というのがございます。今回の私どもが考えております改正というものは、わが国の石炭企業を中核にする海外開発というものにつきます。探鉱段階ではこれは融資を行う。それから開発段階につきましましては、これは輸銀融資以外の市中銀行から金を借りるといふ場合につきましまして、それについて債務保証をするというふうな措置をとるという措置をとることになります。したがって、海外炭の開発というものが従来以上にいわばさらに推進することができるとは思いません。

て、こういった措置を設けるということにいたした次第でございます。

○相沢武彦君 共産圏——今度は自由圏のアメリカあるいはオーストラリア等からの石炭輸入あるいは開発ということになりますと、そのほとんどが露天掘りになっておりますので、そこで今後わが国の企業が一体どこへ進出して探鉱・開発をしようと考えているのか、参考までに現在通産省でつかんでいる主な地点ですね、それを挙げてみてください。

○政府委員(島田春樹君) 従来わが国の石炭の輸入でございますけれども、につきましては主として米国、カナダ、オーストラリアというところを中心でございますが、それ以外の近隣諸国からも入っております。あるいはソ連それからポーランド等からも入っております。

と、ここで今後開発、輸入というところで、どこを対象にするかということになるわけでございまして、いままで私どもの五十年、五十一年で、いわゆる外地で調査はある程度やっておりますが、調査の結果、その他の資料等々から考えまして、主としてやはり太平洋沿岸諸国が中心になるのではないかとこのように考えるわけでございまして、ただそれ以外の地域につきましても、やはり開発の可能性というのを検討しておる次第でございます。ただ中心はやはりカナダ、オーストラリア等太平洋を取り巻く諸国というのが中心になるかというふうな思っております。

○相沢武彦君 わが国企業の進出が決まると、改正法によって本年度はカナダとオーストラリアでの石炭の探鉱資金一億七千万、融資比率が七〇%、金利三・五%と聞いていますが、石炭合理化事業を通じて融資されるわけですね。また探鉱の結果、石炭の埋蔵が確認された場合、輸送を通じて開発資金が融資されるとともに、市中銀行借入れ分については事業団が、カナダ並びにニュージーランドに対して十六億円を限度に債務保証すると、こういうふうな聞いておったんです。このような助成措置によって、政府は現在ど

の程度の海外輸入炭の数量を期待しているのか、具体的な数字が現在手元にありましたらお知らせください。

○政府委員(島田春樹君) 予算措置につきまして、いまお話のような数字で一応ここに五十二年の予算というのを計上してお願いをいたしておるわけでございます。ただどういったのがお認めいただけるようになった場合に、具体的にどこをやるかということでございますが、一応私どもいろいろ検討はいたしておりますが、一応基本的には五十二年の助成対象につきましては、予算の範囲内でするだけ多くのプロジェクトを取り上げていきたいというふうには考えております。ただ具体的にどこをやるかという点については、いまさなければならぬというふうな思っておりますので、現段階でどの辺、したがってどの程度の規模というところまで、まだ私どももいまだこれからの検討課題ではないかというふうな思っております。ただ一般的にいいますれば、石炭資源の賦存状況等から見ましてやはり対象になるのは、先ほど申しました太平洋を取り巻くこととえばカナダとか、オーストラリア、そういうような地域が中心として考えられ、検討を進めることになるのではないかとこのように考えておるわけでござい

○相沢武彦君 素案として、プロジェクトとして大体幾つぐらいのところを考えられたのですか。

○政府委員(島田春樹君) さしあたり取り上げるプロジェクトでございますか……。これも大きなプロジェクトにするか、小さなプロジェクトにするかによって数も違ってまいりますので、いま幾つぐらいというふうな言いにくいので、一般的に、いまモデルで頭に置いて考えますれば大体探鉱、それから開発それぞれ数プロジェクトというぐらいのところではないかというふう

○相沢武彦君 ところで海外での探鉱・開発に当たる企業なんです、これはどこでもいいんです

か、それともいろいろ条件がやっぱり整わないとだめなんですか。というのは、当初石炭業界と鉄鋼業界との共同出資会社である「海外原料炭開発」、これを改組して、電力向け石炭を取り扱って「電力用炭販売」、これを統合して事業団形式にする、あるいは政府出資の中官半民の国策会社にするという構想があったようにございまして、これも、海外での石炭開発を今後積極的に推進しようとするならば、民間企業だけに任せておかないで、政府が直接助成する事業団形式あるいは官半民の国策会社の方がベターではないか、こう思いますけれども、この点は通産省としてはどういう見解に立って準備を進められておられるか。

○政府委員(島田春樹君) 私どももいたしましては、海外炭の開発につきましては、わが国の石炭企業が長年培ってきた探査技術あるいは採掘技術、そういった民間の活力というものを十分活用して開発を行うということが必要ではないかというふうな考えております。

で、いまお話のありました一元的な組織で開発をしてはどうかというお話でございますけれども、やはり開発を進める場合に、今後秩序ある開発を行うということは御指摘のとおり非常に大事なことでありかと思っております。そのために今回の改正では合理化事業団を通じて一元的に、何といいますが助成措置をとるといって、それをとってやるわけでございまして、すなわち概査それから探鉱融資、開発の補償というものがすべて事業団に一元的に取り扱わせるといって、こういって、この制度を効率的に運用するということ、民間企業の力を使っていくということ、計画的、効率的な開発を進めたいというふうな考えておる次第でございます。

○相沢武彦君 いま部長おっしゃる通りに、民間企業の特許、創意、工夫、バイタリティーというのはもう大いに評価しなきゃならないし、活用しなきゃならないと思いますが、やはり事業団にばってやる方がよりベターだと思っております。最初

の構想では石炭開発だけではなくて、輸入から販売まで一貫して行う「石炭開発公社」、この設立も考えていたと言っていますが、なぜこの窓口一本化した方がいいかという、これまでの石油開発に見られるような六十を超える各企業が海外に進出して、お互いに競い合って乱開発するというふうになりますと、最後、取捨つかなくなるというふうになりますし、また輸出の石炭値上げ攻勢による輸入交渉の難航も予測されますし、衆議院での附帯決議にあるように、合理的な輸入対策の推進となり、またさらに国内における石炭開発の技術と技術者をスムーズに海外炭開発に活用できると、そういうことで別々の企業がよりより海外炭の探鉱・開発について調査、情報の収集も効率的である、こう考えますので、ぜひ政府は方針を進めてやっていただきたい。

それから、事業団以外にはたとえば社統合方式、一社方式、こういう形でやるようなことは将来起こり得るか、これについてはいかがですか。

○政府委員(島田春樹君) 現地で開発を行う場合に、もちろん一社でやるという場合だけでなくして、むしろ数社が共同してやる、あるいは石炭企業とユーザー等が共同してやるというような各種の形態が考えられようかと思っております。その辺につきましては、一番現地の状況、それからわが国の状況、両方にらみ合わせまして最も効果的な組み合わせというものがとられるようなことが望ましいというふうな思っております。

○相沢武彦君 それで海外炭の開発がなされて、今度日本への輸送の問題なんです、非常に石炭はかさばる物質です、石炭の積み出し港での積み込みの施設、あるいは積み出し港までの輸送施設等に莫大な資金が当然かかるわけですが、これに要する多額の資金は一体どこで調達をするようになりませんか。

○政府委員(島田春樹君) 現地の積み出し施設の問題かと思いますが、現在までの段階につきましては、石炭が比較的豊富に存する地域が多々ございまして、

で、できるだけそのインフラ投資、いまおっしゃいましたようなインフラ投資というものが少なく、あるいは必要としないような、ということには逆になりますと、開発コストがそれだけ安くなるわけですが、そういつたいプロジェクトをできるだけ選ぶというところで対処してきておるようでございます。今後ともできるだけそういうことが望ましいというふうに私も思っております。ただ将来の、今後やはりインフラ投資もしなきゃならぬというケースがふえてくるというふうな思われます。この問題なかなかむづかしい問題を持っております。今後の海外炭の必要量を確保していくという観点との関連で、なお今後検討したいというふうに私も考えております。

○相沢武彦君 いま述べたように非常に石炭はがさばるんですけれども、積み出しのときの能率が悪いというのが予測されます。このために、石炭を一たん粉炭にしてエアで船に積み込むとか、あるいは重油と混ぜ合わせてコロイド状の半流体燃料——コロイド燃料ですか、こういう形にしてパイプ輸送することも考えられますが、神戸製鋼その他二社が開発した抽出法、こういう方法で能率を上げられることも考えられるんじゃないかと思えます。

この抽出法は、御存じのように低品位の一般炭から製鉄用の強粘結炭の代用品を生産する目的で考えられたものでして、粉砕して溶剤に溶かした一般炭に、高熱を加えて水素添加で硫黄分などの不純物は除いて、純粋な炭素を抽出する技術だと聞いています。この抽出法というのはいまおっしゃいますようにかなり進んでいると聞いています。これがさらに開発されると石炭の輸送が非常に合理化されるんじゃないかというふうに思われますが、この種の開発には工業技術院の大型プロジェクトの対象になるのかならないのか、この辺はいかがですか。

○政府委員(島田春樹君) いまお話のありました問題ですが、今後の石炭の利用を拡大していくという観点からしまして、いま御指摘のように微粉

炭の処理の問題とかあるいは石炭・油混合燃料の問題、さらには何と申しますか、石炭液化の問題等、利用技術の拡大というのが非常に大事でございますし、私どももできるだけこれを推進しなければならぬというふうに思っております。ただ、いま御指摘の大型プロジェクトになるかどうかということでございますが、現在、たとえば石炭・油の混合燃料につきましては電源開発を中心にしていま検討が進められておりました、五十二年度から私どもの石炭技術を通じて助成をするというような措置をとっております。またSRCにつきましては、現在これもいまお話のようなところで、非粘結炭の利用拡大ということで開発が進展められておる段階でございますが、私ちょっと担当が違いますが、正確を欠くかもしれませんが、大型プロジェクトの対象にはなりにくいのではないかと今思っております。

しかし全体として石炭利用技術につきましては、いま言いました比較的早く実用化できるものから相当長期間かけてやるもの、その方はサンシャイン計画で取り上げております。そういうものまで技術の各段階に応じまして、総合的に政策を推進したいというふうに考えております。

○相沢武彦君 この技術はかなり海外でも関心が高くて実用化、開発化というのが非常に期待されておりますので、これは促進されるように政府としても側面からの援助は当然していかなきやならないと思っております。

それから石炭の輸送コストを下げる方策なんです、かつて国内で実施してきた石炭専用船、こういうものを建造したとえば海外炭輸入のための五万トンから十万トンの専用大型船で、石炭供給国の間をビストン輸送するというのも考えられますが、こういう専用船の建造を今後考えるかどうか、また建造した場合には開銀の融資、これを使って計画的造船ということがなされるのかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(島田春樹君) 現在、石炭の輸入は主として六千万トン程度の原料炭が海外から入って

おりますが、これらにつきましての輸送問題につきましては現在までのところでは船舶の需給状況等から見まして、当面船舶が不足する等の問題は、いまのところは起きていないというふうに聞いております。ただ将来の問題として、輸入量がさらに大幅にふえていく、これにはある程度期間もかかる問題でもございまして、将来の問題になりませんが、輸入量が相当大きくなってきたという場合につきましては、この輸送手段をどうするかという問題は確かに一つの問題でございます。その際の船舶の何と申しますか手当てする、どうやって手当てしていくかという問題につきましては、私どもの方といたしましてはこの石炭の何と申しますか、流通合理化と申しますか、そういう問題の一端としまして検討していきたいというふうに考えております。

○相沢武彦君 さて、次に輸送されてきた石炭の今度は受け入れ基地の問題ですけれども、受け入れ施設、たとえば石炭荷揚げ港、それから荷揚げ機械、さらには貯炭場、これについて通産省ではコールセンターの構想があるところ聞いています。現時点でコールセンターの地点、構想地点ですね、これを明らかにしてもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

○政府委員(島田春樹君) いわゆるコールセンターでございますが、考え方といたしましては、今後の石炭需要を拡大していく場合に、そのため海外炭の大量の輸入というのが考えられるわけですが、その場合流通の合理化、それから円滑化ということを考える場合に、やはりそのストックヤードというものを、それから流通合理化の機能という点から見ましてコールセンターというふうなものが考えられる次第でございます。

で、コールセンターにつきましては五十一年度に、コールセンターの設置をした場合、コールセンターというふうな考え方のものを実際につくるとした場合の、何と申しますか経済性、あるいはそれをどういうところにつくるのが適当であるかという適地の要件と申しますか、そういうことも

のにつきまして民間コンサルタントに委託いたしまして調査を行なうところでございます。で、五十二年度におきましては、さらにその中の幾つかの候補地につきまして詳細な調査を行うということとにも、コールセンターの建設の主体がどういったものが適当であろうか、あるいは投資額がどれくらいだろうか、あるいはどういった運営方法を行うのがいいだろうか等々、まだコールセンターの構想につきましてはなお詰めるべき点が多々ございまして、そういう点について検討したいということで、五十二年度にも作業をいたそうというふうに考えておる次第でございます。

○相沢武彦君 民間コンサルタントに依頼して調査するということですが、これは単数ですか、それとも何か所かに頼んで総合的な調査をするんですか。

○政府委員(島田春樹君) 五十一年度につきましては、日本工業立地センターというところに委託をいたしました。ただここでは、各方面のいろいろな問題につきましての専門家を集めた委員会をつくりまして、そこでこの問題についての検討、調査を行うということでございます。五十二年度につきましては、どこにそれをどういったかという調査をさせるかにつきましては、なお検討しておる段階でございますが、現在まだ決まっております。

○相沢武彦君 このコールセンターの場合は相当規模が大きくなると思うんで、必ずしも従来国内炭の積み出し港であったところ、こういうところが適地になるかどうか問題点も多いと思うんですが、将来相当量輸入するということを予測して最初から大きいものをつくるのか、それとも現時点から入るだけのものを、まずとりあえずつくろうというところならば、これまで利用してきたところ、それを使えば鉄道ヤードも利用できるわけなんです、またさらには産炭地の振興にも一役買える、こういう利点はあると思えますが、従来まで使っていた積み出し港は、この通産省の考えているコールセンターの中には含まれているのか、

全く含まれてないのか、この点はいかがですか。

○政府委員(島田春樹君) 現在、わが国の主な石炭積み出し港、北海道から九州まで幾つかございます。ただ現在の積み出し港の貯炭能力でございませぬけれども、現在それぞれユーザーが国内炭用に使用しているというような状況、その用地の状況等から見ますと、さらに今後新しくある程度の量のものをそこにストックするというようなことを考えるとすれば、そういったものに対処するためのセンターとしては、機能的に問題があるんじゃないかというふうに考えております。

○相沢武彦君 輸入された石炭の価格なんですけれども、同一カロリー単価では決して石油に比べて高いものじゃなくて、かえって約一割方です。石炭の方が安くなっているという計算のようですが、しかし石炭には貯炭場、それから灰捨て場等の施設が必要で、これがデメリットになっている。また場所によってはNOxの規制がありまして、石炭にとっては障害になっているわけなんです。石炭は、重油の窒素含有分の〇・二%に比べて一・六%、まあ非常に高いわけなんです。大都市周辺のこのNOx規制基準に合致させるには、よほど徹底した脱硝装置を備えていかなければならないということで、非常に該当するところは苦心をされているようです。このため、新規に石炭火力の建設が進んでいる電発の松島一、二号機百万キロワットと、北電東吉小牧で三十五万キロワット、それから砂川の三号機十二・五万キロワット、これぐらいにすぎないわけですが、現時点で脱硝装置の開発はどの程度進んでいるのか。あるいは今後それがさらに開発が促進される見込みがあるのかどうか、その点、これ技術的な問題ですけれどもちょっとお伺いしておきたい。

○政府委員(島田春樹君) この脱硝技術の問題でございませぬが、石炭利用の点から言いますと、これはガスに比べて大きな問題でございませぬ。現在、これはガスによりまして技術がいろいろ異なりますが、LNGなどの非常にきれいなガス、クリンガスに対しては脱硝技術につきましては乾式脱硝技術がほぼ

実用化の見通しが立っておるといふふうに言われております。それからもう少し汚いと申しますか、原重油などのセミディーゼルガスにつきましては、これは触媒が詰まるというふうな問題が技術的にあるようございませぬ、現在のところまだ実用化された技術にはなっていないというところございませぬけれども、すでに数十万ノルマル立ち米・パーアワの大型な装置が運転開始状況にあるという状況でございませぬ。で、もうしばらくたちますれば装置の信頼性につきましてかなり明確な見通しが得られるのではないかと申すように考えております。で、石炭のような一番ガスとして処理のしにくいガス、ディーゼルガスでございませぬが、に対する脱硝につきましては、これは別途事前の処理の工程としまして、高温の電気集じん機を設置するというようなことをいたしたますれば、ちょうどいまさきに述べました原重油排ガスと同じようなガスとしての取り扱いができるというふうに見込まれておるといふことございませぬ。

したが、いまして石炭火力における脱硝装置につきましては、いま言いました原重油の排ガスの大型装置の成果というのが近く出てくるというふうな考えられますので、そういった成果も取り入れまして、信頼性のある技術を確立し得るのではないかと申すように私どもとしては期待も、今後さらに努力をいたしたいというふうな考えでございませぬ。

○相沢武彦君 こうして海外から輸入された石炭は、国内炭との調整の問題は当然生じてくるわけですが、その点を一番私ども懸念するわけですが、五十年七月の石炭鉱業審議会の答申では、国内炭と輸入炭の関係について、「政策実施上、国内炭の使用を優先することを原則とすべきである。ただし、輸入炭によって品質面等で国内炭をより有効に活用し得る点があることを十分認識して必要な措置をとるべきである。」と、このように述べられております。また、四十九年の衆議院石炭対策特別委員会の決議でも、「石炭の輸入は国内炭保護の

立場から合理的体制を確立する。」と決議されております。国内炭を圧迫しないよう海外炭の輸入と国内炭との調整を具体的にどのよう措置をするのか、これを御尋ねしておきたい。

○政府委員(島田春樹君) ただいま御指摘がありましたように、わが国の石炭需要を考えました場合、国内炭というものが安定的な供給源という意味ではまず第一に充当されるべき性格のものであらうかというふうに思います。いま答申にもありますように、輸入炭につきましては、国内炭でカバーし切れない分野についてその供給の役割を果たす、あるいは国内炭との混炭により国内炭の活用にも資するというような期待をいたしてございませぬ。

問題は輸入炭が増加して国内炭が圧迫を受けないうようにどうしていくかということございませぬけれども、私も必要見通しというものを沿って計画的な開発輸入を行うというように心がけた。それをさらに、現在あります輸入割当と担保するというようなことでもいかならば、国内炭が輸入炭によって圧迫されるという事態は生じない。何よりも私どもとして最初に申し上げなければならぬことは、今後の石炭政策というものはまず石炭の需要を拡大していく、その中でどういった措置をとっていくかというふうなことで考えていきたいというふうに考えている次第でございませぬ。

○相沢武彦君 大臣ね、石炭の見直しということが言われているのは、先ほども言ったように二千万トン以上確保するということでありまして、あくまで国内資源の石炭を有効活用するということが柱でなければならぬ。海外炭輸入の促進に反比例して、今後既存の稼働している石炭山、それがスクラップの方向へ向かうとか、あるいは国内の新鉱開発計画が予定よりもおくれがちになる、こういうことじゃ困るのでしてね、そこで新鉱開発、天北炭田あるいは釧路の西部になると思うの

ですけれども、現時点における通産省の取り組みと開発計画の見直し、これを部長の方から聞いて、それから大臣として、この問題に対する取り組みの姿勢を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(島田春樹君) 新鉱開発の問題でございませぬが、国内炭の開発可能性調査というふうなことで、今後の開発の可能性につきまして私ども調査をいたしてございませぬ。

五十二年度におきましては、特に一番その中で開発に当たって問題点が少ないのではないかと申される天北、釧路西部というような地域につきまして、さらに調査をいたしたい。と申します意味は、これらの地域の開発を進める場合、いままでの調査の結果でも出ておりますが、たとえば、漁業あるいは水利権の関係、あるいは林野との関係あるいは工業用地の取得の問題等々、具体的に開発の設計を行うに当たって処理し、対処しなければならぬ問題が幾つかございませぬ。こういった問題はそれぞれその地域に即して解決しなければならぬ問題でございませぬので、そういった問題につきまして五十二年度コミッティーのようなものをつくりまして、そこで具体的問題点というのを検討をして、どうやったらそれが解決していくだろうかというふうな問題をさらに検討していこうというふうな考えでございませぬ。そういうふうなことで、検討の過程におきまして具体的な問題点の対処の見通しがつづくのに従いまして、それと並行して申しますか、具体的な開発の構想というものを固めるといふことにはいたしたいというのが現在の状況でございませぬ。

○相沢武彦君 石狩炭田の露頭炭の方は見直しはどうなんでしょうか。

○政府委員(島田春樹君) 露頭炭でございませぬが、大体現在百三十万トンぐらいは国内で出ております。その主力は石狩でございませぬ。あの地方が中心でございませぬ。

これにつきましての今後の見直しでございませぬけれども、やはり今後、露天掘りでございませぬからある程度掘りますと場所を別のところに掘らな

ければいかぬという問題が出てまいります。こういった問題に対処するため、今回鉱区調整の要件をある程度緩和をいたしたわけでございまして、こういう措置をとっていくことによりまして、ただこれは片方でやはり技術的な制約等々ございまして、大體見通しといたしましては、現在程度の規模で推移するのではないかと、うふううに考えております。

○相沢武彦君 海外炭の開発を統括推進する石炭鉱業合理化事業団についてちょっと触れておきたいんですけれども、今日特殊法人、それから審議会等の整理合理化ということが政治課題になっております。五十年十二月の閣議に基づいて石炭鉱業合理化事業団も閉山関係の組織の縮小が進められたのですが、しかし今回の改正案によって事業団の事業が追加されるということになりますと、限られた組織、職員数で能率を上げるためには、よほどがんばらなければいけないと思うんですが、この辺事務的対応ができるかどうか、この辺の見通しはどうなんでしょうか。

○政府委員(島田香樹君) いまお話しございましたように、合理化事業団は政府の石炭政策に対応しまして、その実施機関というふうになっております。従来、近代化いわゆる各種資金の融資業務、あるいは補助金の関係の交付の業務、あるいはさらに鉱区調整の業務等いろいろな業務を実施してきておりますし、今回お願いをいたしております改正につきましては、さらに業務を追加をいたしたいというふうになっておるわけでございます。特に電力用炭の一手購入販売の業務も行わせるというふうなことも強化しまして、業務の守備範囲といたしましてはさらに強化されたかっこうになるわけでございます。ただこの法人の性格からいたしまして、やはりできるだけ簡素にして効率的な組織であることが望ましいというふうにも考えておりますので、業務の範囲というものは拡大いたしますが、与えられた人員で最大限の効率を上げるように、内部体制の整備等にさらに力を尽くしたいというふうに考えております。

○須藤五郎君 まず通産大臣にお尋ねいたします。七三年十月の産油国の生産削減、禁輸措置によりましてもたらされたいわゆる石油ショック、これは日本にいまもって最も深刻な影響を与えていることは十分御認識のことだと存じます。福田総理の言う全治三年の病もなかなか回復のめどが立たない現状であると思わざるを得ないのであります。

日本のエネルギー政策のあり方も石油危機を境として大幅な手直しを余儀なくされておりますが、まず最初に田中通産大臣にお聞きしたいのは、日本の総合的なエネルギー政策の基本的なあり方から見まして、石油ショックによってどのような教訓、当然反省もあることだと思っておりますが、どういふ教訓、認識を得ていらっしゃるか、この点を伺っておきたいと思っております。

○國務大臣(田中龍夫君) 須藤先生にお答えいたします。ただいま、石油ショックでどういふエネルギー問題について感懐を持つかという御質問でございますが、従来からも感じておりましたことであるが、まず最初にも、日本のエネルギーというものがその構成におきまして余りにも海外に依存度が高い、ひいては自給度というものが非常に少ないというところが、同時に国としての経済の原料関係におきまして脆弱性というものを深刻に思わざるを得ないのでございます。そういうことは今回もOPECのことでもこのような状態でございますが、まあわれわれ、須藤先生も御体験になったと思っておりますけれども、昭和の初めからだんだんと日本経済が興隆期に入ります際におきまして、アメリカからのエンバギーといいますが、石油の輸出禁止というものがございました。戦時経済の初期でございますけれども、その際におきましても、本当にエネルギーの問題につきましては日本という国は非常な弱点を持っております。そのためにはぜひとも国内の資源でこれを自給しなければならぬということの必要性を再度痛感したのです。

ございまして、あるいは水力発電の水力の開発でありますとか、あるいは石炭の増産でありますとか、そういう問題と取り組んでまいりました今日のまでの日本の姿でございます。

そういうことから申しまして今回の石炭に対しましての反省、それはあらゆる面におきまして今後この石炭というものの重要性を再認識いたすと同時に、諸般の政策を整えまして、そうして国家の安泰のためにこれを活用しなければならぬ。同時にまたサンシャイン計画にせよ何にせよ、できるだけ海外の依存度を減らしていかなければなりませんし、それからやむを得ない海外からのエネルギー源の輸入にいたしても、その給源を分散をしたいと思います。同時に、また自主開発と申しますか、同じ海外の油田にいたしてもそれを買ってくるだけではなくて、自分みずからこれを開発することによっての安定供給を確保したい、こういうような気持ちでおる次第でございます。

○須藤五郎君 石油ショックのときに中曽根通産大臣もあなたと同じような意向を漏らされたということを私は覚えていますが、これまで安んじたいと申してふんだんに使ってそうして方々埋め立てて、自動車をつくっては海外へ安く輸出した、その結果金はもうかかったが公害は生まれて、そうして海を汚してしまつて大変なことになった。そこへ今度は石油ショックで石油すらも買えなくなってきた、これは私たちの政策は誤っておったというふうなことを私は何ったことがあるんですが、いま大臣もや似たようなことを述べていらつしやいます、その考えを聞いて実行に移すことが私は重要だと思つて居るんですが、私たちが見ているとどうも一向にそれが実行に移されてきていない、自主性という問題も述べられながら、いつまでたつてもその自主性が出てこない、こういうことを私は非常に残念に思つておるわけなんです。いまおっしゃったことを忘れないで、そして日本の自主的な立場を聞いていってほしい。

ということをまず前置きして質問してまいりたいと思つて居るんですが、私もこのエネルギー小委員会や商工委員会におきまして繰り返し繰り返しエネルギーの海外依存の危険性を、これまでずっと指摘しておるわけなんです。

自民党政府は戦後一貫してエネルギーの自給率を引き下げてきた、これも事実です。国内資源の切り捨て政策をとってきたことは国民がひとしく認めるところだと私は思つております。エネルギーの輸入依存度を九〇%にまで降れ、しかも石油に八割近くも頼っている国は他に例を見ないものだと思つて居ます。どこか他にそういう国があるか、資源に制約があるなどといつても、これは余りにひどいといふ言ひようがない状態であると思つて居ります。特に高度成長期には、エネルギーの海外依存を一貫して推進してきた責任はあなた方自民党政府にあると言わなければなりません。安んじたい、便利だからという美名のもとに海外からどんどん輸入をふやしてきた政策の失敗が、石油ショックに象徴されております。

そこで、通産大臣はこれまでのエネルギーの海外依存政策をどのように反省していらつしやるか、基本的な反省、率直な考え方をもう一度ここではつきりとお聞きしておきたいと思つて居ります。○國務大臣(田中龍夫君) 御案内のとおり、日本の今後の国民経済を維持し、さらにそれをなお一層国家の、国民の安泰を期するためにはどうしてもやはり自分自身で持つておるもので最低一つの安定線を持たなきゃならぬ、こういうことが一番大事なことだと存じます。しかしながら高度の経済成長、必ずしもそれで買けるというふうなものではない、やはり国際協調、国際連帯というふうな国際社会の中の一員として日本が貢献をしてまいりまするためには、やはり海外貿易と申しますか、いろいろな海外との間の有無相通する経済関係ができてやむを得ないことでありましようが、しかしながら、その中においてやはり安定帯を持ちたいというふうな念願というものは当然ここに、今度のOPECの衝撃とともに持たざるを得ない。

い、かように考えます。かような意味で、じゃ石炭の問題を考えてまいりました場合に、日本自体がどちらかと申すならば、石炭みずからにいたしましても原料炭が多いのでございまして、一般炭といふことになりまして、その石炭政策に全力を傾注するといはしても、炭質の面におきましてはなお足りないところが出てまいる、かようなことではございません。

私どもはこの石炭行政、石炭政策を推進いたします上からも、あわせて水力の開発でありますとか、あるいはサンシャイン計画によります他のエネルギー源を求めますとか、さらにエネルギーに對します節約、この節約という省エネルギーという問題をこれまた国民全体も真剣に考えなければならぬ政策だろ、かようにも存じておる次第でございます。

○須藤五郎君 通産大臣ね、いまの二回目の答弁だと、最初の答弁と後退した感を感じては受けるんですね。私がだめ押ししたの質問をしたのは、通産大臣はこれまでのエネルギーの海外依存政策はどのように反省していらつしやるかと、そしてこれかどうに反省していらつしやるかと、こういう私は質問をしておるわけですね。だからその点をはっきりと決意を述べて、抱負を述べていただきたい、かような意味です。

○國務大臣(田中龍夫君) この点につきましましては、海外依存度の上昇という問題は、エネルギーの安定供給の面から好ましいことではないのでございませぬけれども、今後は国産エネルギーの活用でありますとか、準国産エネルギーでありますとか、特に原子力の開発の問題、こういうふうな問題をできる限り海外エネルギーの依存度の低減を図るためにもやむを得ない大きな目標であろう。特に御案内の原子力の開発というものが、他に資源のない日本としましては、新しいエネルギー源として大きく考えなきゃならないというひとつの反省を覚える次第でございます。

○須藤五郎君 まあこの問題で、私は大臣の答弁では満足はいたしません、時間をかけて細かく

質問をする余裕がございませぬので次の質問に移りますが、どうもすつきりしない感じを私は受けます。

大臣の答弁を聞いても、また政府や各種審議会の答申などを見ましても、必ず国内資源の見直しとか、国内エネルギーの有効活用といふりばなことが書かれております。私もいろいろ政府文書を読んでみまして、これじゃ少しは考え方が変わったのかなと、こういうふうな思つて読んでおりますと、必ずその後「しかし」とか「同時に」とか「か」の言葉が出てきて、結局国内資源はどうかへ消えてしまつておるんです。これはどうも国内資源の見直しというのとは異なるまぐら言葉にすぎないのではないかと考えざるを得ないのでございます。その代表的な例がこの答申でございます。

この総合エネルギー調査会答申は、石油ショック後の厳しい情勢を考慮してまとめられた総合エネルギー政策の基本でございます。その後再び見直しが行われておりますが、その点の後でまた伺うことにいたしまして、この答申を見ても、国内資源を見直す姿勢はほとんど見られないのでございませぬ。四十八年度実績で、国産エネルギーの割合が九・五％だったのに対して五十五年年度では八・一％、六十年年度になりましたも八％しか見込まれていないのでございませぬ。こういうことでは国内資源を見直そうと言われても、全く実質的な保証がない以上、絵にかいたもちにもならないのではないかと私は考えます。海外依存をできるだけ減少させ、本場に国内資源を見直し、利用していく決意があるのか、再度大臣にお尋ねをしておきたいと存じます。大臣の決意です。

○國務大臣(田中龍夫君) その御質問は全く私も同感でございます。それはあくまでも国産、国内のエネルギー給源に求めなきゃならぬと、これはもう当然私もかように考えます。

その点で、ただ問題は、それで済まされないと、いふところに問題があるわけでございます。その点はひとつこれからずつと御相談を申し上げな

きやならぬ問題だろと存じます。

○須藤五郎君 いま私が触れました総合エネルギー政策は五十年の夏に答申され、その後十二月に総合エネルギー対策閣僚会議で了承されたものでございませぬ。答申されてから二年もたつていないうちに、政府了承からまだ二年そこそこで再検討を余儀なくされているのが現状だと思つて。発表当初、アメリカにならつて日本のエネルギー樹立計画などと銘打って売り出してきたこの基本方向が再検討を必要とするということは、考え方に基本的な欠陥があつたと考えざるを得ないのでございませぬ。

まず第一に、この総合計画の前提となる国際経済、国内経済情勢にどういふ変化があつて、どういふ方向で総合計画を再検討しているのか、その大筋の方向を伺いたいと思つて。

さらに、この計画は昭和五十年代の政策でありながら、中長期のエネルギー需要見通しのどの部分が再検討を必要としているのか。とりあえず、この二点について大臣の所見をお聞きしたいと思つて。どうですか。

○政府委員(橋本利一君) ただいまお話に出ました一昨年八月の総合エネルギー調査会の答申でございませぬ。これは六十年にかけて、年率六・六％の経済成長を前提といたしまして、そのためにはどれだけのエネルギーが要るか、また、そのトータルエネルギーの中で、先ほど来お話になつております輸入依存度を低減するためにいかなる方策をとるかといったようなことを検討いたしました。一応官民で努力して達成すべき目標値といたつたような形で答申されたわけでございます。

ところが、その後御承知のように、石油自体が、当面的にも中長期的にも、きわめて供給不安定な状況にある。加えて、石油にかわるべき準国産エネルギーとして期待されておられます原子力開発が必ずしも順調に進んでおらないといったようなところから、せんだつて三月五日の総合エネルギー対策閣僚会議におきまして、六十年時点、あるいは必要とあれば、それにより、より長期の

六十五年時点について需給バランスの見直しをやるうではないかといふことが提言され、確認された、かようなことではございません。

そういう経過をたどつておりました、二つ目の御質問のどういふ点を見直すのかという御指摘でございますが、これにつきましては、やはり日本の経済成長、あるいはエネルギーの国際的な動向といったようなものも慎重に検討いたしました。今後日本の経済成長率をどのように考えるか、それに対してトータルエネルギーとしてどれだけの必要かといふようなことは当然見直すわけでございますが、その場合に、石油の輸入可能性がどこまであるか、あるいは代替エネルギーとしての原子力、あるいはLNGがどの程度まで開発、輸入ができるかといふような見方もしていくことになるかと思つて。そういう需給バランスを詰めると同時に、問題は、そういう計画が整合性があり、かつ実効性のあるものでなくちゃいけないといふことになってくるわけでございます。その計画を実効あるものとするための措置といはしましては、要するに国民の理解と協力をどのようになら得ていくか、あるいは計画を推進するための財源措置をどのように実現していくか。かような点が検討のポイントになっていくであらうと、かように考えておるわけでございます。

○須藤五郎君 私は、この総合エネルギー計画の基礎となつておる考え方の誤りの一つは、さきにも触れましたように、国内資源を全く計算から外しているところにあると、かようなふうな思つておられます。これは石油ショックが明らかになりました。高度成長期に政府がとつてきたエネルギー政策、すなわち、依然としてエネルギーを海外に求めるという考え方でございませぬ。資金問題や原発のことばかり考えないで、この際発想を変えて国内資源を評価し、見捨ててきたものは復興を図り、新しいエネルギー源については技術開発なども進めるべきだと、かようなふうには私思ひます。

そこで大臣にお尋ねいたしますのは、本当に実効ある総合的なエネルギー政策を再検討するに当

たつて、石炭を初めとする国内のエネルギーの復興、新たな見直しを検討課題とする気があるのかということをごさいます。どうぞごさいます。大臣。大臣の所信です。

○国務大臣(田中龍夫君) わが国のエネルギーの需給の問題でござりますが、ただいま御質問に相なりましたように、今後エネルギー問題を総合的に見直してまいる場合に、やはりこの中長期の見直しという問題が出るわけにござらして、五十年の八月の総合エネルギー調査会で答申されたものが当然行われてくる。しかしながらその後の状況を見直しても、石油の代替エネルギーの開発、なかんずく原子力発電の開発の問題でありますとか、LNGの導入の問題でありますとか、電力につきましても、電源立地のおくれといったような電力自給の逼迫というものが危惧されてくるわけにござらして、私どもはこの長期的なエネルギーの需給の見直しにつきまして、現在総合エネルギー調査会におきまして、新たにこれを見直しの作業にかかっているという段階にござらして、今後、先生の御指摘の石炭の問題あるいは国内のエネルギー源の問題につきましても真剣に掘り下げ、検討して、計画の改定をいたしつつかあると、かようにお答えをできると存じます。

○須藤五郎君 石炭初めあらゆるエネルギーの復興ですね、新たな見直しをして、検討課題としていくということをおっしゃいましたね。それをしっかりとやっていってほしいと思うんです。それでないと大変なことになってくると思いますから。

次に、資源エネルギー庁長官にお尋ねをいたします。長官の私的諮問機関である長期エネルギービジョン研究会で昨年十二月に「我が国エネルギー問題の長期展望」という報告をまとめておられます。その名のとおり、長期展望ということで二〇〇〇年に至るさまさまな予測を行っております。石炭から石油への転換はきわめて容易であり、経済成長に多くの好ましい効果を与えてきたと、

こういふふうに述べておるくだりにつきまして、私は納得できませんし、また国民の大多数も認めるところではないと思ひます。しかし、この点の議論はここでやる時間はありません。議論は別の機会にしたいと思ひますが、長期展望の言うように、日本を含め世界的に見てもエネルギーの過渡期に入っていることは確かだと私も常に考えているところでございます。要はその中身だと思ひます。

内容に入る前にお聞きしたいのは、この長期展望は総合エネルギー調査会の答申とどういう関係にあるのかということにござらします。一九八五年の数字はほぼ答申に見合ったものをつけているように思ひます。答申との政策的な計画性、継続性及び関係は一体どうなっているのか。また先ほど大臣にお尋ねしたように、答申の見直し作業が開始されているが、そのもとではどういふ位置を占めることになるのか。この二点をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) ただいま御指摘になりました長期エネルギービジョン研究会でござらしますが、これは一九八〇年代の後半から一九九〇年代にかけて石油の増産の限界がくるのではないかと、このことが世界的にも言われておるわけにござらします。一方二十一世紀のエネルギーと言われたいところ、核融合あるいは水素エネルギーといったものが、二十一世紀もかなりたつたところではないかと、実際に供されないんじゃないかという見方もあるわけにござらして、この間先生のお言葉をかりればエネルギーの過渡期ということになりましようし、別の言葉をもちすれば、エネルギーの谷間ということになるわけにござらしますが、このエネルギーの谷間をどう克服するかということを超長期の立場に立つて検討したということがこの研究会の性格にござらします。そういう意味合におきまして、すでに一昨年の八月に答申されたいにござらして、その意味では時点的には無関係にござらします。今後、この見直しをするに当たりましては必ずしも直結

するものではござらませんが、エネルギーというのは非常に長いリードタイムを必要とするものでござらしますから、二〇〇〇年に至るまでの大きな見直しの中に立つて、今後六十年あるいは六十五年までの総合エネルギー需給バランスをどのように考えるかというふうな意味合におきましては、きわめて貴重な、あるいは重要なデータであるということをお申し上げてよろうかと思ひます。

○須藤五郎君 この長期展望の全体について伺っております時間がありませんので、詳細は省かせていただきますが、長官に一点だけ聞いておきたいことがござらします。

この長期展望はいろいろなエネルギー源について予測を立てておりますが、その中で国産エネルギーはどういふ評価を得て、どのような供給予測が立てられておるのか。この点はどうなっておりますか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(橋本利一君) 先ほど申し上げましたように、この長期エネルギービジョン研究会と申しますのは、いわゆる予測や目標といったようなものでござらして、二〇〇〇年時点におけるエネルギーの需給を定性的に検討してみたと、こういう性格を持つておるものでござらします。したがって試算したものでござらします。そういう意味合からいたしまして、必ずしも数量的にどの程度国際エネルギーに依存せざるを得ないかというふうなことではないわけにござらします。少なくとも二〇〇〇年における石油の供給を四ないし五億キロリッター程度しか確保できないといった場合に、その石油にかわる原子力、石炭、天然ガスあるいは新エネルギー、こういう石油にかわる代替エネルギーについてどの程度必要とするかという試算をいたしております。こういうものとして四億トン以上の規模のエネルギー確保が必要であろう、かようなことになっておるわけにござら

○須藤五郎君 話何っているかと非常に漠然としたもので、われわれがそうかといって納得できるようなものではない感じがするのですが、そういう種類のものなんでしょうか、この長期展望というものは、もう少し具体的にこうこうだという説明があるべきものと違ひますか。

○政府委員(橋本利一君) 一応試算的に、例示的に数字を置いておることは置いております。しかし、これは今後五年あるいは十年といったようなかなり予測値としてかたく見積もりができる段階のものにござらして、先ほど申し上げましたように、経済成長率幾らの場合には幾らぐらいエネルギーが必要だらう。それに対して石油がここまで確保できるとすれば、あとの程度他の代替エネルギーに依存せざるを得ないかといったような前提に立つてやってござらして、その範囲内においては若干の数字はあるわけにござらしますが、必ずしもその数字を独立して評価するといったふうなものではないということにござらします。

○須藤五郎君 いろいろ予測は立てていらつしやるわけですね。数字も出ているわけですね。その中で国産エネルギーはどういふ評価を得ておるか。それでどういふ位置づけがされておるか、こういうことを私はお尋ねしておるわけです。その点何にもないとおっしゃるならば、それでどうお答えになつてもいいですよ、そうじゃないでしょう。ちゃんとあるんでしょう、数が。

○政府委員(橋本利一君) 幾つかの例示的な数字がござらしますので、その一つを挙げて申し上げますと、相当の努力でエネルギー供給力の増強が行われるケースの一例といたしまして、これは先ほど来申し上げておりましたように、経済成長率を百分から五分に刻んで計算いたしましたわけにござらしますが、仮に百分ということは現実的には一人当たりの所得はゼロになるような規模にござらしますが、そういう段階におきまして輸入石油がこれ四億四千万キロリッターしか確保できなかった

いたします。

とした場合に、在来の国産エネルギーあるいは新規開発エネルギー等を含めまして、国産エネルギーは七千万トンと踏んでおります。

それから、準国産エネルギーとしての原子力につきましては八千万キロワット、その他は輸入石炭、輸入天然ガスと、かような構成になっておるわけでございます。

○須藤五郎君 そのとき新しい技術開発などは計算に入れていらっしゃるんですか。

○政府委員(橋本利一君) 全く入れてないわけではございません。二〇〇〇年までに実用に供せられるような技術開発といったようなものについては、考慮に入れておると思っております。

○須藤五郎君 どうも国産エネルギーにつきましては私たちが満足させるような答弁はなく、非常に何か寒々としたお答えだと思っておりますが、国内炭のところを見ますと、そうすると採炭条件等から、現状の規模以上の増産は困難であると、こういうようにずっと出ておられますね。これまた簡単に片づけられておまして、全く意欲が感じられないんです。私は例としていま石炭を出しましたんですが、石炭はこれまでこぞ徹たる生産量に追い込められておられますけれども、以前は文字通りエネルギーの大黒柱だったと、これはお忘れでないことだと思っております。

長期展望を出した委員会のメンバーを見ますと、石油や鉄鋼、電力関係者が多く、どうも石炭の復興を訴える人が入っておられない、入っていないんです。私は現在の石炭企業のあり方を認めるものではないんですが、石炭など国内エネルギーの将来を真剣に考える人の意見を聞かねばならないと考へざるを得ません。幾ら私的な諮問機関といえども問題があると私は思いますが、長官はこういう人選でよいというふうに考えられるんですか、どうですか。

○政府委員(橋本利一君) 何度も申し上げておりますように、長期エネルギービジョン研究会なるものは検討の対象を今後四半世紀、二〇〇〇年までに及ぼした長期的なものでございます。その限

りにおきまして不確定要因も多く、一つの結論を得るといふものではなく、これも先ほど申し上げましたように定性的にエネルギーのあり方といたしたものを検討するために、こういう研究会を設立したものでございます。そういう観点から研究会のメンバーを選んだわけでございますが、御指摘のような石炭を含めての国産エネルギーについても十分な議論が行われたというふうな理解をいたしております。

○須藤五郎君 石炭に愛情、熱意を持たない人が、それはそういう石炭問題にも触れることはあっても、石炭の重要性、国内資源の重要性などに対して、いま出ておられます銀行屋とか、それから発電会社だとか、いわゆる石油に依存している業界の人たちが幾ら集まったって、石炭の重要性についてそれほど熱意を込めて討論しないと思うのです、質疑はしないと思っております。やはりこういう場合は、石炭に本当に愛情を持った石炭業界代表するような人もこれに加わり、そうして検討すべきだと私は思いますが、そういうことがされてないですね。それに対してあなた、そんなことはする必要はないというお考えですか、どうですか。もう一遍考え直さうというお考えですか。

○政府委員(橋本利一君) 決して石炭の重要性あるいは国産エネルギーの重要性というものを軽視しているわけではございません。ただ先ほど定性的な見方をどうするかというものであったわけではございまして、現実的な問題といたしましては昭和六十年あるいは六十五年における総合エネルギーの需給バランスを検討するための総合エネルギー調査会における検討には、当然石炭業界、エネルギー業界も参加いたしておるわけでございます。現実的な計画の見直しという過程におきましては、石炭関係の代表者も入れて十分その意見を聞くことにはいたしておりましたし、現にさように取り計らっておるわけでございます。長期エネルギービジョン研究会とは若干そういう点では趣が違うのではなからうか、かように考えるわけ

でございます。

○須藤五郎君 二〇〇〇年に至る本間に長期的な展望をつくるという、非常に重要な私には関係にあるこれは機関だと思っております。仕事だと思っております。それだけにやはり日本の唯一の地下資源であるところの石炭を代表する意見をこの中に述べて、二〇〇〇年の展望の中にそれを述べるといふことは私は絶対重要だと思っております。必要なことだと思っております。ですからそういう意味におきまして、私はこの人選誤っていると思っております。もっと石炭の声を反映するような人選をしてしかるべしだと、こう私は思います。そういうことは考慮する必要があるということですか、どうですか。

○国務大臣(田中龍夫君) エネルギー庁長官もまたわれわれも、その人選に對してはいろいろと検討をいたしました末にそういうふうな人選に相なったわけでございます。決して石炭を軽視したわけではございません。どうぞその点は誤解がないようにお願いいたします。

○須藤五郎君 こういう質問で時間をとるのは残念ですが、大臣、石炭を軽視しているから、この中で石炭の問題が積極的に出てこないのです。やはりもつと石炭を重視して、そうして二〇〇〇年にわたるこの間に、石炭の将来はどうあるべきだ、どういくだろう、どうすべきだという意見を述べべき問題ではないでしょうか。それが私は、二〇〇〇年に至るエネルギーの展望だと、長期にわたるエネルギーの展望ではそれがあるべきだといふのが私の考えでございます。それにしては、この人選ではそれが出てこないはずだと、石炭関係が入ってない、こういうことを私は指摘しているのです。政府当局も余り官僚的な立場に固執しないで、私たちの言うことにも耳をかしてああそうだったかと考へるならば、私は改めてはばからない、改めるべきだと思っております。その点大臣、どうですか、考慮する必要はないですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 御注意はまことにあります。また次回人選をいたしますときには、先生の御意見等も改めて考慮して考へたいと存じます。

○須藤五郎君 まあ大臣が次回もって検討いたしますというんですからそれ以上は私も追及しません、そういう点をよく考慮してやってほしいと思っております。それだけあなた方が石炭を重視するよりも、ぼくの方が石炭を重視しているという証拠なんです、エネルギー庁長官。そういうことが言えると思っております。

これまで私が石油ショックの教訓を引き、国内資源の再評価をくどいほど指摘してまいりましたのは、大臣の答弁や政府の答申を見ましてもわかるように、依然としてメジャーという国際石油資本とアメリカの政策に追随して石油を湯水のごとく使い、公害を全国各地で引き起こしてまいりました高度成長政策にしがみついた姿勢を変えていないからでございます。石油への依存を減らすといつても、その埋め合わせは原子力と海外炭の輸入でしかございませんが、あなたの方の言う転換ではないのではないのでしょうか。いわゆる転換と言いつながら、原子力と海外炭の輸入と、こういうことにすぎないと、こう言わなければなりません。原子力を国産エネルギーと呼びましてもいかに国産エネルギーのように扱っておられますか、こんな言い方なら石油だって同じでございます。石油、原油を運んで来て日本で精製、製品化するのでございますから、技術的なプロセスを別にすれば準国産エネルギーとみなさなければならなりません。それはともかく、政府の基本方針は原子力の比重を高めることにあると思っております。総合エネルギー調査会答申では、一次エネルギー供給の中で原子力の規模、構成比、年率の伸び率をどう予測しておられますか。さあ長期展望では、二〇〇〇年において原子力はどうなるかと予測していらっしゃるのか、数字を示していただきたいと思っております。

○政府委員(橋本利一君) 直接お答えする前に一言申し上げておきたいんですが、国産エネルギー

を最大限に活用するという点におきまして、私は先生の人後に落ちるものではないという気持ちを持っております。ただ、国内のエネルギーにつきましては限界がございます。片方で一定の成長を維持しないと失業者が出る、あるいは福祉行政が充実できないといったような問題もあるわけでございます。必要な経済成長を維持するためにはそれだけのエネルギーを確保しなければなりません。そういう意味合いにおきまして、私は国産エネルギーを決して軽視しては行かないと思っております。最大限に活用するという立場で行政をあずかっておるつもりでございます。それを一言申し上げまして原子力の比重について申し上げたいと思っております。

お尋ねの総合エネルギー調査会の答申では、昭和六十年におきまして四十九万キロワット、一次エネルギー供給の約一〇％という見通しを立てております。それから長期エネルギービジョン研究会では、二〇〇〇年におきまして八千万ないし一億五千万キロワット、一次エネルギー供給に對しまして一五ないし二二％を占めるといふ試算結果が出ております。

○須藤五郎君 非常に高い数字で、準国産とはいえますけれども、国外依存の傾向を強めるばかりだと、こういうふうには私には思いません。

私は原子力発電、技術開発すべてを否定するものではございませんが、一体この計画は遂行できるのか大いに疑問を持っております。政府は、住民の理解を得ること、立地の円滑化を図るなど努力をするといっておりますが、現在原発の発電量は、計画から見てもどうなっておるか、現在の進捗状況を伺っておきたいと思っております。

○政府委員(橋本利一君) 現在稼働中のものが約七百四十万キロワットでございます。そのほかに建設中のもの、建設準備中のものを含めまして約二千二百万キロワットでございます。したがって、先ほどの総合エネルギー調査会の六十年における努力目標である四十九万キロワットに對して、必ずしも順調な進捗を示していないという

ことになるわけでございます。これを達成するために今後二、三年の間にその差額の二千七百万キロワットについて電調審の決定を必要とするわけでございます。そういう事情を考えますと、四十九万キロワットの目標達成はかなり困難な段階にあると申し上げてよろしいかと思っております。

○須藤五郎君 政府の考えるような急激な原発建設は、そう簡単にはできるはずがないと私も思います。これは単に建設規模の大きさや資金の手当てをすれば可能ということではないのではないのでしょうか。最大の問題は原子力に取り組む政府の基本的な考え方に間違いがあるからだと思います。

「むづ」の問題にしましては原発にしても、政府はただただ安全だから安心せよ、理解せよというだけで事足りるという態度に終始してあります。そう言われても国民が納得しないのは、政府が安全性について言えば、安全性の保証に絶対欠くことができない日本独自の自主的な研究や開発体制を確立しようと思わず、これを放棄したままアメリカなどから原子炉を輸入していることを国民が見抜いているからでございます。これが、私が政府の原子力依存の総合計画に同意できない第一の点でございます。

もう一つの重要なことは、私も以前から繰り返し主張してきましたことですが、日本の原子力発電が完全にアメリカに依存しているばかりか、従属しているからでございます。石油にばかりエネルギー供給を頼るとショックを受けるといふことで、供給源を多様化しようというので持ち出されたのが原子力でございますが、しかしこれは、石油に劣らずというよりは完全にアメリカに從属した状態にあります。

アメリカのカーター大統領は七日、新原子力政策を発表しました。その内容は御承知のことです。つまり私に申し上げるまでもございません。この問題は科学技術特別委員会ばかりでなく、今後より総合的に論議されるべきものであると思っております。通産大臣として、まずアメリカの新しい原

子力政策をどう受けとめ、どのような所見をお持ちなのか、通産大臣から伺っておきたいと思っております。

○國務大臣(田中龍夫君) 先生の御指摘でございますが、ただいまエネルギー庁長官も申し上げましたように、今日の日本の需要する総エネルギーに對しまして、われわれは国産並びに準国産のエネルギーでこれを賄っていかねばならないという非常に厳しい条件下に置かれておる次第でございます。アメリカの新原子力の政策の国際的な適用の姿におきましては、そのあり方いかんによりましてはわが国の核燃料サイクルの確立でありま

すとか、あるいはまた再処理の体制の確保に重大な影響がありますことは、新聞等ですでに御承知のとおりでございますが、エネルギー資源の乏しい日本といたしましては、原子力開発というものはきわめて重要でございます。その円滑な推進のためには、この核燃料サイクルの確立が不可欠でございます。

このようなわが国の立場というものを、今後の計画が支障を来さないために、先般も福田総理がカーター大統領と会談をいたしましたのもそのためでございます。今後ともさらに精力的な折衝を行ってまいりまして、この新しいエネルギー給源でありますその再処理の新エネルギーの、今後順調な開発ができれば、この折衝を挙げて折衝もし、努力もいたす考えでございます。

○須藤五郎君 その問題について、政府はアメリカへ交渉団を送り、動燃の再処理工場の七月操業のため交渉をしておりますが、見直しはどうかおられますか。科学技術庁から連絡を受けておられると思っておりますが、交渉の状況を含めて報告をしていただきたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) アメリカの新しい原子力政策に関する専門的事項につきまして協議を行うために、実務者レベルの第一次交渉団がアメリカに参っております。通産省からも原子力産業課長がこれに同行いたしておるわけでございますが、交渉団は現在米側と鋭意協議をいたしてお

ります。その都度経過につきまして外交ルートを通じて報告を受けておるわけでございますが、今回の第一次交渉団は、政策の討議と申しますよりも、むしろアメリカの新しい原子力政策が具体的にどのように入力されるのかということについて説明を求めると同時に、わが国が置かれてあるエネルギー事情、あるいはわが国の特殊事情といったものをよくよく相手方に理解をさせるという立場において最善の努力を現在続けておる、こういうことでございます。

○須藤五郎君 じゃまだ何らまとまった見直しは、報告がないというふうには理解していいんですか。

○政府委員(橋本利一君) まとまった報告と申しますか、それから先ほど先生がおっしゃいましたように、七月にホットランを予定しておる動燃の再処理工場についてのみ話しに行っておるのじゃございませんで、日本におけるエネルギー、その中における原子力のウェイト、その中における核燃料サイクルといったようなものにつきまして、日本側の事情あるいは考え方をる説明する、あわせて相手方の意見を徴して、こういうこと

でございます。いわゆる交渉といつたような性格のものじゃないわけでございます。

○須藤五郎君 カーター大統領の新政策は、日本のエネルギー政策にとってやはりショックを与えることになりまして、わが国の原子力発電はアメリカからの濃縮ウランの供給がなくなれば成り立たないことが、今回の新政策で一層国民の前に明らかになったと言わざるを得ないのでございます。これは先ほど来私が指摘してききましたエネルギーの自主性を放棄してきた政府の誤りによるものでございます。

さきに触れたように、エネ調では総合エネルギー政策の見直しを開始しておりますが、こういう新しい事態が生じた以上、単なる原子力発電所の建設問題ではなく、総合エネルギー政策の中で全体としての原子力問題を見直し、検討する必要がありますが、どうでございますか。大

臣の考え方を伺っておきたいと思ひます。

○國務大臣(田中龍夫君) 原子力の問題につきましては、通産省におきましても従来から総合エネルギー調査会原子力部会等々の場におきましてその対策を検討もしてまいつております。また、総合エネルギー調査会の基本問題懇談会におきましても、パブリックアクセプタンスの問題やら、資金問題等につきまして検討を開始いたしておるところでございます。これらの場を通じて各界の意思を十分吸い上げながら、国民的な観点をよく御理解をいただきますように行政を進めてまいつておるのであります。カーター大統領の新しい核拡散防止条約の問題に關連いたしました政策につきましては、わが国といたしまして、わが国の置かれております厳しいエネルギー事情というものを十分に反映いたすべく、ただいま長官から申し上げたように、先方にその理解を深めるべく努力中でございますが、われわれは核拡散防止条約にも調印をいたし、そうしてまた平和利用ということにつきましては、拡防条約におきましても完全に認められております姿におきまして、特殊な事情にありまことをとくと説明もいたし、今後の外交交渉を進めてまいるわけでございませぬ。

○須藤五郎君 大臣、その特殊な事情ということに私はちよつと耳ざわりな言葉になるんですが、余り詳しく質問する時間的な余裕がないので、答弁のときにその特殊な事情とは何ぞということを一度聞かしておいていただきたい。

それから大臣、いま必要なことは、日本の原子力計画そのものの全面的かつ総合的な再検討だと思つておられます。原子力の安全性や経済性、プルトニウムリサイクルの可否、核燃料の供給問題、日米原子力協定の問題点を明らかにすること、安全管理体制のあり方、原子力発電の見通しと可能性などなどの総合的な再検討が必要であり、こうすることによって国民の合意と納得が得られる方向を打ち出すことができると私は考えるものでございませぬ。私は、これまでのいきさつから見ると、

現在の原子力委員会はこれらの問題を再検討するにはふさわしくないと思ひます。通産大臣として、原子力開発計画を全面的に再検討する新しい審議会、それは国民各層の英知を集め得る公選によるべきであり、そのような審議会を設置するよう政府部内で積極的に働きかけるべきであると私は思ひますが、どうでございますか、大臣の基本姿勢を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいま申し上げましたように、エネルギーの問題を進めますためには何と申しましても国民の大衆の皆様の心からの御理解と御協力が前提でございますこと、それからそれに必要な莫大な量に上ると存じますが、資金的な裏づけがなければならぬ、この二つのことがなければエネルギーの計画というものは絵にかいたもちになつてしまつておられます。そういうふうな観点に立ちまして国民の各層各界の方々に、特に審議会にお入りいただきまして御協力を賜つておる次第でございます。これから先、鋭意努力を、検討を重ねようと思つておるところでございます。残念ながら須藤先生のせっかくの御進言でございますが、その点は私もどかというふうな気持ちには、ただいま持つておらない次第でございます。

○須藤五郎君 次に石炭問題を少しやりたいのですが、先ほどから同僚諸君が石炭の問題相当なりました。そこで、私は一般問題をこの際時間の都合で割愛しまして、石炭の輸入問題について少しやりたいと思つておられます。

これまで政府の答弁、他の議員の質問聞いておられますと、どうも私の主張する国内炭の見直し、石炭産業の復興には余り政府は関心がないとしか受け取れないのです。石油、原子力と次々と海外のものにばかり目を向ける傾向があると思つていたら、今度は海外の石炭に目をつけ、調査や探査などに資金を貸し付けるところまでいってしまつておられます。これには大きな問題があると

思つておられます。しかし、海外炭の輸入はいつまで始まつたことではございませぬ。鉄鋼業で使われる原料炭は早くから輸入に依存してございませぬ。しかし当初からそうであつたわけではございませぬ。輸入炭の割合は三十二年にはわずか一〇・三%、三十六年度は一七・八%、四十年は二三・一%と増加はしてはいますが、しかし四分の一以下になつておられます。国内炭が主力になつていたんでございませぬ。ところが四十年代に石炭の合理化が進められますと海外炭の輸入が急増してまいります。三十二年から四十年の輸入は二・八倍の増加に對し、四十年から四十八年度の増加率は三・四倍となつておられます。原料炭の輸入を見ると、国内原料炭に對し三十六年度には四六・八%となり、四十年は五五・七%となり、国内炭を上回るに至つておられます。いまや鉄鋼業で使われる原料炭はほとんどが海外炭に依存している状態になつておられます。私はこのことは大局的に見まして石炭輸入の将来の姿を示していると思つておられます。国内に原料炭が少い、高いということと輸入を進めていけば、こうなるのは当然だと思ひます。しかも鉄鋼業は日本の高度経済成長をリードした基幹産業であり、石炭取りつぶしに果した役割りも大きいと思つておられます。答申ではさらに輸入を増加させ、六十年には一億トンの輸入を見込んでおられます。

そこでお尋ねいたしますが、石油と同じようにそのほとんどを海外に依存している危険性を弱めるためにも、また国内炭の振興を図るためにも、この見直しを改める必要があると思ひますが、どうでございますか。また産産も言つておられますように、無公害省資源型産業の育成にとつても、大量の原料炭輸入を修正すべきだと思ひますが、どうでございますか。

○政府委員(島田春樹君) 六十年の見直しというのについてさらに再検討する必要があるとは思ひませんが、かといふ御指摘だと思ひます。私もさきさきに、まあ長期エネルギービジョンというものに基つきまして、それに基づいていまの数字というものは出て

きておるわけではございませぬ。今後につきまして、具体的に今後の石炭の輸入につきましては、ここでもお答えいたしておりますように、将来の需給見直しというものをできるだけ、見直しというものを検討いたしまして、それに基づいて具体的に計画的な輸入をするという方向で、石炭の輸入というものを進めたいというふうに考えている次第でございます。

で、長期の見直しにつきましては、現在これは五十年の答申に基づいて私も政策を進めておるわけではございませぬ。答申の基本的な考え方、つまり今後国内炭の生産を維持し、一方海外炭の輸入を進める、一番大事なこととは石炭の利用技術を開発して利用の拡大を図る、こういう方向で石炭の政策を進めていくという基本方向につきましては、今後ともその方向で堅持をしながら、見直しにつきましては、いま申しましたように輸入につきましては、いまのような将来の見直しというのを審議会が検討しながら、的確な輸入を図つていきたいというふうに考えておられます。

○須藤五郎君 原料炭だけを見ましても、将来は一般炭もそうなるだろうと、こういうふうに思ひますが、そのほとんどを海外に依存していることは、石油と同じように安定供給という点から見ましても非常に危険があると思つておられます。それは品質の問題などを別といたしまして、大局的に言つてこれまでの主な輸入国の変化からも指摘できることだと、こういうふうに私は思ひます。一体石油と同じような輸入炭の現状をどう考えておられるのか、果たして安定供給が確保できると考へておられるのか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(島田春樹君) 今後の石炭の輸入の問題を考へる場合に、大事なことが二つあるかと思ひます。一つは、いま御指摘がございましたように、できるだけ安定的な、供給の安定という見地、それからもう一つは、それに関連する問題でございませぬが、できるだけ供給源の分散化というふうなことも考へなければならぬというふうに思つ

ております。現在のところ、御案内のように石炭につきましても世界各國、とりわけ太平洋を取り巻く諸國に比較的方々の國に豊富に分布いたしております。したがって、もちろん國際環境いろいろございまして、その石炭の産出国との國際協調というものを図りながら、いま申し上げましたような視点に即しまして海外炭の輸入、開発というものを展開する、そういう政策を展開する。で、計画的に開発、輸入を進めるといふところで考へるならば、現在、今後の日本のエネルギー供給に必要なと申しますか、それに資するよるな石炭の輸入というものにつきましてもは確保はできるのではないかというふうに考へている次第でございます。

○須藤五郎君 いまの御答弁だけでは安定供給の確保とは言えないと思ひます。

それでは政府ペースでどういふ調査をやつておるかお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(島田春樹君) 五十年からプロジェクト・ファインディング調査とておりますが、海外の石炭の比較的埋蔵されておると思われる地域につきまして毎年調査団を出しまして、その地域の石炭の賦存状況、開発の可能性等につきましても調査を行つております。これはあくまで概観でございます。いままで五十年、五十一年やつてまいつておりますが、大体太平洋を取り巻く諸國につきまして四地域ぐらゐを選んで、毎年実施をいたしてしております。

○須藤五郎君 次は、一般炭の輸入について少し伺いたいと思ひます。国内の一般炭こそエネルギー政策の転換になつて大きな影響を受けてきたと思ひます。国内原料炭は五千万トン態勢のところから一定程度の横ばい生産を続けてきております。一般炭はまさに政策によつてその生産を縮小させられてきたわけでございます。これに加ふるに一般炭の輸入を促進する計画を立てておるのであります。六十年には約千五百万トンにするといふ大幅増でございます。私はこの計画は国内石炭の復興といふ見地から見ますと、まさに安

楽死しつゝあるというよりは、安楽死を余儀なくさせられている石炭産業に、毒を盛ると言つても過言ではないと思つてございます。材料の原料炭に加えて一般炭を輸入すると、国内の一般炭は一体どうなつてしまふのか、本場に現状を維持できるのか、見通しを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(島田春樹君) 私も石炭の一般炭の輸入というものを考へる場合に、繰り返して申し上げておりますように国内炭といふものがまず安定供給源として第一に充たされるという、そういう前提に立ちまして輸入の問題を考へるという立場でございます。将来の石炭の輸入をなせ考へるかといふことになりますれば、私もまたいたしましては石炭の需要を拡大して、その拡大していく過程の中でその輸入炭といふものを考へていく、こゝういふ考へ方で一般炭の輸入の問題を考へておる次第でございます。輸入を行う場合には先ほど申し上げましたように、まずできるだけ需給見通しといふのを検討いたしまして、それに従ひまして計画的に開発、輸入を図つていくという考へ方をとつておる次第でございます。一般炭につきましても、一般炭の国内の生産でございまして、国内炭の生産につきましても私ども現在答申に述べられておりますように、現在程度の規模の生産規模といふものを今後とも維持していくといふことで、政策を進めてまいりたいといふふうに考へております。

實際問題として今後だんだん炭鉱によつては炭量が減つていく、自然条件が悪くなつていくといふ山もございまして、一方現在さらに増産を計画している山といふものもございまして、したがって私も現在検討いたしておりますところでは、そういう二つの方を勘案いたしますと、現状程度の供給能力は今後とも維持できるというふうな考へておる次第でございます。

○須藤五郎君 現状維持といふと何ですか。一般炭どのぐらゐ維持していかお考へですか。

○政府委員(島田春樹君) おおむね現在程度の一千五百万トン程度といふふうに考へます。

○須藤五郎君 国内一般炭の生産を維持すると言われても、これまでのいきさつから見ますと説得力を欠くと、こゝ思われるのです。現在生産されている一般炭は、需要者が安定しているひもつきと言つてもいいものであります。私は一般炭の生産を増加させるためにも、また輸入一般炭から国内一般炭を守るためにも、こゝういふふうに考へるものでございまして、これら一般炭については引き取りを義務づけて国内炭の振興を図るべきだと思ひますが、どうでございませう。

○政府委員(島田春樹君) 申すまでもなく一般炭の生産を、供給を安定させていくといふのは、逆にいいますれば需要といふものが安定的に確保されるということが大前提になる、御指摘のとおりでございます。したがって、特に一般炭につきましては石炭火力向けが主でございます。したがって今後とも石炭火力の何といひますか、今後の新設といふ問題も含めまして、石炭の一般炭の需要確保といふものについて検討していきたいといふふうに考へておるわけでございますが、それからもう一つ大事なことは、やはりそういうものを進めていくためにも、石炭の利用を容易にするための技術開発といふのが同時に進められなければならない。この点につきましても私ども現在努力いたしておりますところでございますが、さらに一層の努力をしたい、こゝういふた施策をとることによりまして、一般炭の需要の安定的な確保といふものを図つていきたいといふふうに考へておるわけでございます。

○須藤五郎君 つか大分前になりましたが、石炭部長から私は苦勞話を聞いたことがあるんです。というのは、何とかして一般炭を火力発電所に使つてもらいたいといふことを、国内的に歩いて、発電所を歩いて一般炭使用を要請して歩いたといふことを私は伺つたことがあるんです。やはりそのぐらゐの熱意を持つて、一般炭はどうしても火力発電所で、ある程度の量それは使用するといふ義務づけですね、いわば、そういうことを私はやっていかなければならぬし、それを現在より

りももっとふやしていくことを私は考へていつてもらいたいと思つて居るんです。そのぐらゐの努力はどうでしょうか、石炭部長、やれるのですか、どうですか。

○政府委員(島田春樹君) 引き取りの義務づけといふのはいろいろ議論があるところかと思ひますが、ともかく私といたしましては、今後の石炭政策の一番大事な点はいかにしてその石炭の需要を安定的に確保するかといふところにあるといふふうに考へておりますので、できるだけ今後ともこの需要の確保の問題につきましても、精いっぱい努力をしたいといふふうに思つております。

○須藤五郎君 一般炭を含めまして石炭の海外依存を強めることは、私が先ほど指摘しましたように、日本のエネルギーの自立性を一層危くするものと言わなければなりません。石炭の分野にもメジャーが進出し、アメリカばかりでなく世界各地で探鉱等を開始していることは周知の事実でございます。さらに巨大な鉱山企業も石炭を含めて開発に乗り出してあります。オーストラリアなどはその例だと思ひます。そのほとんどを海外から輸入している原料炭は、世界的に見ましても大きな割合を占めるに至つているのであります。日本の原料炭輸入は世界の流通量の五五%を占めております。これはときにマイニングパワーとなるけれども、しかし供給不安に陥られるからならぬようなシニアでございます。海外炭の輸入はこのような点からもきわめて不安定なものと言わざるを得ませんが、どういふ対応をしようとしていらつしやるか、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(島田春樹君) 御指摘のように、今後海外での石炭需給といふ問題は、石炭に対する関心が高まるというのに比例しまして、特に一般炭の方につきましてもかと思ひますが、さらにその石炭の需給と、海外での石炭需給といふのは厳しくなつてくるのではないかといふふうに考へております。これに対してどういふふうに対応していくかといふことでございまして、まず第一に、やはりこれは相手國との國際協調を図つていくといふ

意味での施策、考え方というのが何より大事であらうかと思ひます。同時に私も似たしましては、今般御審議をいたしておりますような必要の措置というものを活用いたしまして、海外でのなるべくいい計画への参加というものも考へていくというふうなことで対処していきたいというふうな考へておきます。

先ほど申しましたように、石炭の場合はまだ日本を取り巻く太平洋諸国、この太平洋の沿岸諸国に比較的豊富に存在いたしております。現状におきましては、こういふような措置によりまして対処していけるのではないかとこのように考へておる次第でございます。

○須藤五郎君 私には海外進出や輸入政策一般を否定するものではありませんが、合理化事業団が海外炭開発の調査や探鉱に金を出したり、石炭資源開発に要する資金の債務保証することに反対でございます。もともと事業団は、国のエネルギー政策のもとにあつて、石炭鉱業を切り捨て、見捨てることを仕事としてきたからでございます。今回の海外進出に対する促進政策は、わが国の貴重な資源である石炭をさらに衰退させるものであると考へられます。経済合理化という美名のもとに石炭産業を崩壊させてしまつた誤りは明白になつており、石油依存の誤りは石油ショックですべての国民を不安に陥れました。また原子力についても、今回のアメリカの新政策によつてその基本的な誤りが明白となつたのでございます。

私も共産党は、これまでの政府の石炭政策を全面的に転換し、石炭産業の民主的復興を目指して、石炭の再開発と利用の拡充を中心とした民主的な石炭産業復興政策を実現するため、石炭産業復興基本法案を提出しております。この法案の成立こそが、必要な石炭復興政策を真実の責任で進める保証を与えるものであると確信をいたします。

大臣、これまで私は政府のエネルギー政策の誤りを指摘してきましたが、大臣の石炭政策に対する基本的な姿勢を最後にお聞きしておきたいと思

います。

○國務大臣(田中龍夫君) 須藤先生の御意見をいろいろと拝聴いたしました。私も似たしまして、海外に依存いたしております日本のエネルギーの現状は、非常に安定性を失つておることにござります。御同様にござりますが、と申しましたも、この必要なエネルギーをどうしても国内で賄ふことができないというこの現状からやむを得ない次第でございます。ことに石炭というものを対しまして、これが二千万トンの出炭も今日全力を挙げてもなかなか達成できないというような現状下でございます。いまの日本の産業を維持し国民生活を守つてまいらうと思ふならば、やはり一億トンや二億トンの出炭がなければとて今日日本の経済、日本の国民生活を賄えないといふことを考へますときに、やむを得ない手段といたしましてエネルギーを海外に依存いたしておるのでござりまして、そういう点から申しまして、少なくとも石炭の二千万トン、最低二千万トンの出炭の維持、これに對しますあらゆる施策を講じ、同時にまた、準産産と申すべき原子力のエネルギーにこれまた頼らなざるを得ない。少なくともサンシャイン計画とあわせまして、あるいは水力発電とあわせまして日本経済を運行、運営いたしてまいります最低のエネルギーを確保するのに全力を挙げておるような次第でございます。

いろいろ御高見を拝聴いたしました。今後ともよろしくにありがとうございました。今後ともよろしく御協力のほどをひとえにお願ひを申し上げます。○須藤五郎君 私は、何も海外からエネルギーを買うことを否定しているわけじゃないんですね。しかし一〇〇%向こうにおんぶしてしまつて自主性を失つてしまつてはまた石油ショックのような悔いを、ほそをかまなきやならぬ。石炭にしましても原子力にしましても、日本はすべて石油のよりにアメリカに従属し、依存することによつてわれわれが大きな悔いを残さなきやならぬといふことになつてきておるんですね。だから、そういうことを私は警戒しななきやいかぬ。そういうことで

あつてはいけません。だから、サンシャイン計画がいまちょっと大臣の言葉から出ましたが、この間は田無へ行つて、サンシャイン計画も見てまいりました。もう金さえ出して政府がその気になれば実用化できる段階まで来ておるわけですね。ところが、政府はそれに対しては何ら金を出そうとしない。だから単なる、いまはまだちっぽけなところがわずかの発電しかやつてない、そういうところがずうつと続いているわけですね。だから、もつともつとあらゆる面に目を開いて、そうして自分たちでできるところに金を出して、もつと自主的にやつていけるような条件に突き進むということが私には必要ではないか、それをやつてもらいたい、そうやるべきだといふことを私は言つておるわけなんです。そういう方向で今後やつていってほしいといふことを私は述べまして終わりますが、私たちの石炭対策もそういう立場に立つて、この石炭はまだ生きておるんだから、これを何も殺してしまふ必要はない。政府がその気になつてやるならばいろいろな方法があるわけですね。公団にするといふことも一つの方法でしょうし、何も石炭を、あるものをゼロにしてしまふ必要はないと思ふんです。その点を私は政府に要求しておるということでございます。どうぞ大臣もそういうふうな理解して、努力してもらいたいと思ひます。

○小委員長(竹田現照君) 他に御発言がなければ、小委員会における審査はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。○小委員長(竹田現照君) 御異議ないと認めます。なお、商工委員会における小委員会の報告につきましては、これを小委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。○小委員長(竹田現照君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。本日はいかに散会いたします。

【異議なし】と呼ぶ者あり

昭和五十二年五月六日印刷

昭和五十二年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W